

史跡 午王山遺跡 保存活用計画



令和4(2022)年3月
和光市教育委員会

*本計画書はどなたでも読みやすいユニバーサル・デザインフォントを使用しています。

*表紙に使用した写真は、昭和 56（1981）年に撮影した牛王山遺跡の空中写真です。

史跡 午王山遺跡 保存活用計画

令和4(2022)年3月
和光市教育委員会



午王山遺跡空撮（南東から撮影） 2019（平成 31）年 4月



午王山遺跡空撮（北西から撮影） 2019（平成 31）年 4月



牛王山遺跡第 2 次調査空撮 1981（昭和 56）年



午王山遺跡第8次調査空撮



午王山遺跡第4次調査（A溝・B溝）



岩鼻式土器と久ヶ原式土器



下戸塚式土器



銅鐸形土製品

銅釧

序 文

和光市は、埼玉県の最南端東寄りに位置しています。東京都に隣接し、都心から20km圏内に位置するなど交通の利便性がよいことで知られており、人口は市制施行以来増加を続けています。その一方で、湧水や緑地などが残るほか、歴史的文化資源等も保存されています。

市内に残る文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、私たちにはこれを保護し後世に伝えていく使命があると考えています。本市では交通の利便性の面から急激な宅地造成・開発等が続いているが、関係者のご協力をいただきながら文化財の保護等に努めています。

牛王山遺跡はこれまでの発掘調査によって、弥生時代中期後葉から後期中葉にかけて集落が営まれていたことがわかっています。特に弥生時代後期中葉の頃は関東地方では類例の少ない多重環濠集落であることがわかり、その成立から廃絶までの過程が明らかとなっています。また、荒川中流域において南北間等の地域間交流の接点として機能したことがうかがえ、関東における弥生文化の交流の実態を知る上で重要な集落遺跡です。こうした学術上の価値が認められ、牛王山遺跡は令和2年3月10日に国の史跡に指定されました。

この度、牛王山遺跡を恒久的に保存・活用していくため、その基本的な計画として『史跡 牛王山遺跡保存活用計画』を策定いたしました。

今後はこの計画に基づいて適切な保存・活用・整備等を行い、牛王山遺跡を次世代に伝えていくとともに、地域のみなさまに親しんでいただけるような史跡となることを目指してまいります。市民のみなさまにおかれましては、牛王山遺跡の保存・活用・整備等にご理解とご協力をいただければ幸いです。

最後となりましたが、本計画の策定に当たり、多大なご指導とご協力を賜りました牛王山遺跡保存活用計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育局文化資源課、和光市文化財保護委員会、ご指導いただきました関係各位、そして地域のみなさまに心より御礼申し上げます。

令和4年3月

和光市教育委員会
教育長 大久保 昭男

例　　言

1. 本書は、埼玉県和光市新倉三丁目に所在する「史跡午王山遺跡」の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、和光市教育委員会が事業主体となり、令和2年度から令和3年度の2か年にわたり国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、「和光市午王山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、策定委員会で協議・検討された内容を元に、和光市教育委員会が策定した。
4. 本計画策定に関わる事務は、和光市教育委員会生涯学習課が担当し、策定にあたっての支援業務を国際文化財株式会社に委託した。
5. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の指導・助言を得た。

目 次

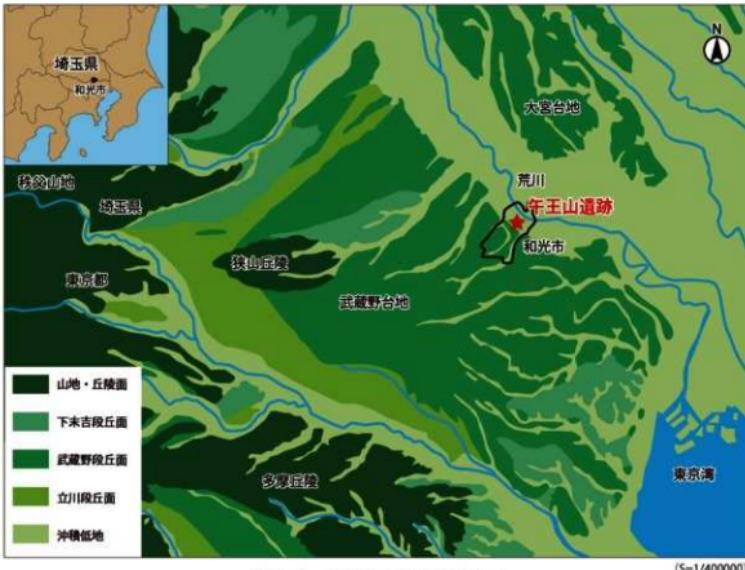
第1章 計画策定の沿革・目的	
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 委員会の設置・経過	2
第4節 他の計画との関係	6
第5節 計画の実施	10
第2章 史跡の概要	
第1節 指定に至る経緯	11
第2節 指定の状況	12
(1) 指定告示	12
(2) 指定説明文とその範囲	13
(3) 指定に至る調査経過	16
(4) 指定地の状況	17
第3節 午王山遺跡の概要	23
(1) 地理的環境	23
(2) 歴史的環境	27
(3) 調査成果	35
第3章 史跡の本質的価値	
第1節 午王山遺跡の本質的価値	43
第2節 構成要素の特定	46
(1) 史跡を構成する諸要素	46
(2) 史跡を構成する諸要素の概要	48
第4章 午王山遺跡の現状と課題	
第1節 保存（保存管理）	51
(1) 現状	51
(2) 課題	51
第2節 活用	52
(1) 現状	52
(2) 課題	53
第3節 整備	54
(1) 現状	54
(2) 課題	54
第4節 運営・体制の整備	55
(1) 現状	55
(2) 課題	55
第5章 午王山遺跡の保存活用に関する基本方針	
第1節 方向性	56
第2節 基本方針	56
第6章 史跡の保存（保存管理）	
第1節 保存の方向性	57
第2節 保存管理の方法	57
(1) 史跡指定地の地区区分と取扱方針	57
(2) 追加指定と公有地化の推進	66
(3) 史跡としての維持管理と斜面の安全対策	66

(4) 地域住民との共存	66
(5) 継続した調査・研究	66
第7章 史跡の活用	
第1節 活用の方向性	67
第2節 活用の方法	67
(1) 生涯学習の場での活用	67
(2) 学校教育の場との連携	67
(3) 出土遺物の活用	68
(4) 周辺の文化財と連携した活用と情報発信	68
第8章 史跡整備	
第1節 整備の方向性	69
(1) 本質的価値を守り、伝える整備	69
(2) ガイダンス施設の設置	70
(3) 住民生活に配慮した段階的な整備	70
(4) 見学環境の整備	71
第2節 整備の方法・内容	71
(1) 史跡の保護を前提とした整備	71
(2) 史跡公園化	71
(3) 説明板等の設置	71
(4) 遺跡を取り巻く自然環境・景観の保全	71
(5) ガイダンス施設の整備	72
(6) 便益施設等の整備	72
第3節 実施期間	72
(1) 長期的イメージ	72
(2) 短期的イメージ	73
第9章 運営・体制の整備	
第1節 運営・体制の整備の方向性	74
第2節 運営・体制の整備の方法	74
(1) 管理体制	74
(2) 様々な機関等との連携	74
(3) 市民との連携・協働	74
第10章 施策の実施計画の策定	
第1節 施策の実施計画	76
(1) 短期的計画（令和4年4月1日～令和9年3月31日）	76
(2) 中期的計画（令和9年4月1日～令和14年3月31日）	77
(3) 長期的計画（令和14年4月1日～令和19年3月31日）	77
第2節 実施計画の総括表	78
第3節 計画の更新・見直し	78
第11章 経過観察	
第1節 方向性	79
第2節 進捗管理の方法	79
(1) 計画・実行・評価・改善	79
(2) 点検項目	79
参考資料	81

計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

牛王山遺跡は、昭和40年代に和光市（旧大和町）出身の考古学者・谷井彪氏によって弥生土器が紹介され、考古学的に注目されるようになった。その後、昭和47(1972)年の埼玉県による分布調査の結果、牛王山遺跡は埼玉県埋蔵文化財包蔵地台帳に掲載され、文化財保護法上の埋蔵文化財包蔵地として初めて行政的に周知されることになった。昭和54(1979)年には、遺跡の東南支丘での宅地開発に伴い牛王山遺跡で最初の発掘調査を実施し、次いで昭和56(1981)年には市道敷設工事に伴い第2次調査を実施した。この第1・2次の調査担当者は和光市在住の考古学者・鈴木敏弘氏であった。その後、和光市教育委員会は埋蔵文化財専門職員を採用し、平成5(1993)年の第3次調査以降、平成19(2007)年までに14次にわたり、市職員を担当者として農地改良や宅地開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施した。その結果、牛王山遺跡は、旧石器時代から中世に至る各時代の遺構や遺物が多数検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代中期後半から後期後半にかけて集落が営まれ、後期中葉前後には2重の環濠に囲まれた集落が営まれる関東地方では類例の少ない多重環濠集落であることが明らかとなった。





和光市では遺跡の重要性に鑑み、将来にわたって史跡として保存整備を図るために、平成22（2010）年11月29日付で遺跡の一部（306m²）を公有地化し、翌平成23（2011）年4月に保存を目的として第15次調査を実施した。調査の結果、住居跡6軒、土坑2基を検出し、当該地を平成25（2013）年4月25日付で和光市指定文化財（史跡）に指定し保存を図ることとした。また、平成29（2017）年3月31日には「牛王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」107点が市指定文化財に指定され、平成30（2018）年2月にこの107点を含む121点が埼玉県指定文化財（考古資料）に指定され、その重要性が改めて評価されることとなった。

和光市ではこれまで調査ごとにまとめた報告書を総括し、遺跡の本質的な価値を明らかにするとともに、今後の保存と活用の基本資料とするため、平成31（2019）年1月に学識経験者により構成した牛王山遺跡総括報告書策定委員会を設置し、令和元（2019）年6月に『牛王山遺跡総括報告書』を刊行した。

令和元（2019）年7月26日付で牛王山遺跡の史跡指定について文部科学大臣宛に意見具申し、国の文化審議会への諮問・答申を経て、令和2（2020）年3月10日に官報告示された。

本保存活用計画（以下、「本計画」という）は、牛王山遺跡が国指定史跡に指定されたことに伴い、牛王山遺跡を恒久的に保存・活用していくための基本的な計画として策定するものである。

第2節 計画の目的

本計画は、牛王山遺跡を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和共存する持続可能で未来に繋がる史跡するために、適切な保存・活用の方針を定め、実現するための方法を策定することを目的とする。

また、管理団体、土地所有者、その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が史跡の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、歴史学習の場や弥生時代集落研究の拠点としての保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものである。

具体的には、次の項目について検討し、方針を定めることとする。

- ① 史跡の本質的価値について、明確にする。
- ② 価値を構成する要素を整理する。
- ③ 史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示す。
- ④ 整備活用に関する基本的な理念に基づき、その方法や体制についての考え方を示す。

第3節 委員会の設置・経過

計画策定にあたり、牛王山遺跡の保存、活用及び整備にかかる検討のため、「牛王山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度の2か年をかけて委員会を開催した。策定委員会は、学識経験者、地元関係者、地権者、公募市民、庁内行政関係者等から構成し、文化庁文化財第二課並びに埼玉県教育委員会の指導・助言を得た。

策定委員会委員名簿並びに開催記録については、第1表、第2表に示したとおりである。





第1表 午王山遺跡保存活用計画策定委員会委員名簿
(令和2年8月20日～令和4年3月31日)

■策定委員

委員氏名	選出枠
石川 日出志	学識経験を有する者
柿沼 幹夫	学識経験を有する者
宮原 俊介	学識経験を有する者
保科 裕	和光市文化財保護委員会委員
上原 高明	午王山遺跡の地権者を代表する者
加藤 昇	地域関係者
鳥飼 八五良	地域関係者
磯 博美	公募による市民
閑口 泰典	公募による市民
渡辺 正成	和光市企画部政策課長 (国または地方公共団体の公務に従事している者)
加山 卓司(令和2年度)	和光市建設部都市整備課長
小賀坂 真志(令和3年度)	(国または地方公共団体の公務に従事している者)
細野 文裕	和光市市民環境部産業支援課長 (国または地方公共団体の公務に従事している者)

■オブザーバー

氏名	所属
浅野 啓介	文化庁文化財第二課
尾崎 沙羅(令和2年度)	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課
青笹 基史(令和3年度)	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課





第2表 午王山遺跡保存活用計画策定委員会開催記録

	開催日	開催場所	議事内容
令和2年度	令和2年 8月20日	和光市役所	令和2年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画策定の経緯と午王山遺跡の概要
	9月24日	午王山遺跡	午王山遺跡現地視察
	10月19日	和光市役所	令和2年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 午王山遺跡の現状と課題 午王山遺跡の保存と活用に関する基本方針 史跡の保存
	11月11日	黒浜貝塚 真福寺貝塚	史跡整備の現状視察 黒浜貝塚（埼玉県蓮田市） 真福寺貝塚（埼玉県さいたま市）
	令和3年 1月12日	書面開催	令和2年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会専門部会
	1月20日	書面開催	令和2年度第3回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画案の内容に関する確認
	2月26日	書面開催	令和2年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会専門部会
	3月5日	書面開催	令和2年度第4回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画案の内容に関する確認
	3月18日	水子貝塚	史跡整備の現状視察 水子貝塚（埼玉県富士見市）
	5月31日	書面開催	令和3年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
令和3年度	7月13日	神崎遺跡	史跡整備の現状視察 神崎遺跡（神奈川県綾瀬市）
	8月27日	書面開催	令和3年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
	9月3日	オンライン	文化庁による指導・助言
	10月27日	午王山遺跡	文化庁現地指導・助言
	10月27日	和光市役所	令和3年度第3回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
	12月1日 ～ 12月31日		パブリック・コメント
	令和4年 2月7日	書面開催	令和3年度第4回午王山遺跡保存活用計画策定委員会





令和2年度第2回策定委員会



策定委員会 午王山遺跡現地視察



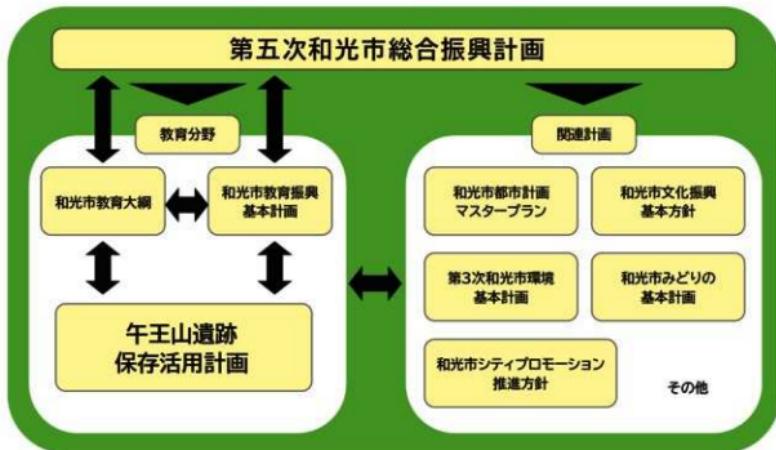
令和3年度第3回策定委員会





第4節 他の計画との関係（第2図）

上位計画である「第五次和光市総合振興計画」や「和光市教育大綱」、「和光市教育振興基本計画」、関連計画である「和光市都市計画マスターplan」、「和光市シティプロモーション推進方針」、「和光市みどりの基本計画」、「和光市文化振興基本方針」等と整合を図る。



第2図 他計画との関係



※以下枠内は和光市作成の他計画の引用

① 第五次和光市総合振興計画 基本構想（2021-2030）

基本戦略⑦

新たに国指定の史跡となった牛王山遺跡についても、（中略）遺跡を保存・活用することにより、シビックプライドの醸成に生かしていきます。

施策12-1 良好的な景観形成の推進

【施策の目標】

景観条例に基づき、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し、次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育みます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- 快適な生活環境を維持するため、都市と自然の調和を大切にした景観を創出するまちづくりが求められています。
- 地域の景観を損ねている既存の建物などへの対応が求められています。
- 開発が進み牛王山や白子宿などの歴史文化を伝える地域資源が減少してきています。
- 地域の個性を生かした良好な景観を形成するためには、市民、事業者及び行政の協働による景観づくりが求められます。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	都市と自然との調和のとれた地域性豊かな景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 変化に富んだ地形の上にそれぞれの地域の個性的な街並みの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする和光市らしい良好な景観づくりを推進します。
②	歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを推進します。
③	市民、事業者及び行政の三者協働による良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備に当たっては、市内景観の指標となるよう、良好な景観の形成に努めます。 市民や事業者に分かりやすい景観のガイドラインなどを作成することにより、地域での景観づくりの輪を広げ、三者の協働による市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを推進します。





施策12-2 歴史的文化資源の保護・活用

【施策の目標】

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土への愛着意識を持てるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- 市内には、多様な歴史的文化資源があるものの、広く市民に認知されておらず、学ぶ機会を創出することが求められています。
- 「和光市デジタルミュージアム」の開設から5年以上が経過し、公開資料は年々増加していることから、リニューアルが必要となっています。また、実物資料を閲覧・観覧することへの要望が高まり、常設展示施設の整備が求められています。
- 市の開発に伴う記録保存のための発掘調査が行われる中で、貴重な出土遺物が多数得られていますが、既存の収蔵施設への収蔵量に限界があることから、出土遺物等の考古資料をはじめ、失われてしまう恐れのある民具等の生活用具や古文書を適切に保管するための収蔵施設の確保が課題となっています。
- 牛王山遺跡については、国指定の史跡として、将来にわたる保存と活用に計画的かつ継続的に取り組む必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	牛王山遺跡の整備	・ 牛王山遺跡が国史跡指定を受けたことを踏まえ、史跡公園としての保存及び活用に向けた取組を進めます。
②	和光市史の編纂・発行	・ 平成期の和光市の歩みを記録した和光市史の編纂・発行を行います。
③	地域の文化財の保護	・ 史跡整備や記録保存による地域の歴史、民俗及び自然の保護を行います。
④	地域の文化財の活用	・ 新倉ふるさと民家園等の活用や企画展の開催など文化財の公開・活用を推進します。
⑤	地域の歴史や文化財への関心の醸成	・ 郷土の歴史について自主的に学べる機会や楽しく学べる環境を整えます。
⑥	デジタルミュージアム及び展示施設に関する今後の方向性の再整理	・ デジタルミュージアムについては、リニューアルを含めて対応を再検討し、展示施設に関しては、国史跡牛王山遺跡の魅力を発信するためのガイダンス機能を果たす施設の設置を近隣のまちづくりと連携した形で検討します。



②和光市教育大綱（2022～2025）

基本方針2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進

- ・人生100年時代において、市民一人一人が生きがいのある人生を送れるよう、生涯にわたって学ぶことのできる環境を作る。
- ・理化学研究所などの知的資源の積極的な活用を図り、幅広い世代の学びに対応した学習機会を提供する。
- ・和光市の歴史や自然環境など地域性に関する学びの場を通して、地域への愛着・シビックプライドを高める。

③和光市教育振興基本計画（2021～2025）

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の新興

施策1 歴史的文化資源の保存・活用

弥生時代の貴重な環濠集落として国指定史跡となった牛王山遺跡の保存・活用を推進するとともに、近隣のまちづくりと連携し、市民が遺跡について学ぶことのできる環境を整えます。

④和光市都市計画マスタートップラン（2022～2041）

3. 分野別都市づくり方針

3-1 土地利用の方針

（2）自然的土地利用

③崖地・斜面林及び牛王山遺跡

本市の特徴である崖地や斜面林は、安全対策と貴重な緑地空間としての保全策とのバランスを考慮した上で、地域のまちづくりに生かしていきます。

国指定史跡の牛王山遺跡については、本市の特色の一つであり生活に身近な緑地空間として保全を図るとともに、史跡整備を通じて市民や周辺住民の憩いの場や学び・体験の場などとして活用します。

3-7 都市景観形成の方針

（1）和光市らしい個性ある景観形成

②景観拠点の形成

本市の顔となる和光市駅周辺、豊かな自然及び歴史的資源を有する地区を景観拠点と位置付け、重点的に景観形成を図ります。

●歴史・文化の拠点

旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、みどりなどとの調和を図ります。

重要な歴史資源である牛王山遺跡については、和光北インター東部地区の土地区画整理事業と連携した保存活用を進めます。

（2）魅力ある都市景観の形成に向けて

良好な景観形成において重要な要素である景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法について検討します。

牛王山遺跡や和光市駅周辺などの景観拠点において、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うため、屋外広告物条例について検討します。

4. 地域別構想

4-3 北地域

（3）まちづくりの方針

《公園・緑地・環境の方針》





方針2 午王山遺跡は、史跡公園としての保存に向けた取組を進め、市民や周辺住民の憩いの場として活用します。

方針3 午王山特別緑地保全地区は、急傾斜地の安全対策を進めるとともに、貴重かつ豊かなみどり空間を将来に継承するため、重点的に維持・保全していきます。

『都市景観形成の方針』

方針2 午王山遺跡周辺では、景観計画の見直しにより、屋外広告物の規制を含め、周辺と一体となった景観まちづくりを進めます。

⑤和光市シティプロモーション推進方針（2017）

戦略2：市の強みを生かした愛着と誇りの醸成

取組内容（4）文化財・遺跡等の活用推進

文化財の展示会や遺跡報告会の効率的な実施を行うとともに、市民が憩える場としての午王山遺跡の活用を検討する。また、文化財の常設展示についても、様々な手法を含め検討する。

⑥和光市みどりの基本計画（2022～2041）

基本施策1-1 今あるみどりを守る

個別施策① 樹木地の保全

- ・特別緑地保全地区制度や市民緑地制度等を活用し、樹林地を保全します。
- ・市民との協働により生物多様性に配慮した維持管理を進めます。
- ・土砂災害リスクの軽減を図るために、安全点検・安全対策を推進します。
- ・市民や企業の緑地保全への理解を深め、公有地化を含めた、緑地保全の財源確保に努めます。
- ・市内全域の緑被率等の調査や、緑地の現地調査を定期的に実施します。

⑦ 和光市文化振興基本方針（2018年1月改定）

基本施策

Ⅲ 地域文化資源を守り育てます

2 文化財等の顕彰・普及等有効活用

（5）史跡の整備

『午王山遺跡』など市内の貴重な史跡を公開・活用するため、史跡整備を推進します。

第5節 計画の実施

史跡午王山遺跡保存活用計画の策定、施行日については以下のとおりである。

策定日：令和4年3月18日

施行日：令和4年4月1日





第2章

史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

午王山遺跡は1960年代頃から一部の識者にその存在が知られていた。しかし、遺跡としての重要性が認識されるようになったのは昭和54（1979）年に始まる本格的な発掘調査を実施してからであった。昭和54（1979）年の第1次調査、昭和56（1981）年の第2次調査によって、弥生時代後期の環濠集落と方形周溝墓群が独立丘上に存在していたことなどが明らかとなつた。平成4（1992）年以降は和光市教育委員会が主体となって発掘調査を実施するようになり、旧石器時代から中世に至るまでの各時代の遺構遺物が検出される複合遺跡であること、特に弥生時代後期を中心とする環濠が巡る関東地域では貴重な集落跡であることが明らかとなつた（第3表）。和光市教育委員会では、調査された遺構の破壊を極力防ぐため、原因が宅地開発や天地返しであっても、発掘調査で検出された遺構についてはできるだけ土中に保存されるよう発掘調査原因者に協力を求め、午王山遺跡の全域で可能な限り遺構を保存した状態を保つことができた。また、それによって遺跡の立地する独立丘の景観も、ほぼ全体が良好な形で保存されることとなつた。

和光市教育委員会は、午王山遺跡の重要性と宅地開発の動向等を鑑みて、将来的な遺跡の保存に踏み出し、平成22（2010）年には遺跡の一部を公有地化し、同地を平成25（2013）年に市の史跡に指定した。これにより、午王山遺跡の保存の意識が向上し、平成29（2017）年には出土遺物が市指定文化財に、続いて平成30（2018）年にはこの市指定の遺物を含む121点の遺物が埼玉県指定文化財（考古資料）に指定された。県指定に伴う調査の過程では、埼玉県文化財保護審議会（会長 須田勉（国士館大学教授・当時））委員による現地踏査も行われ、委員らから独立丘全体を史跡指定して保存すべき価値があるという提言もあった。こうした声を受け、和光市教育委員会は埼玉県教育委員会文化資源課による指導・助言を得ながら、午王山遺跡の国史跡指定を目指すこととなつた。

国史跡指定を目指すことに先立ち、平成31（2019）年に遺跡の価値を評価するため学識者による午王山遺跡総括報告書策定委員会を設置した。そして、令和元（2019）年6月には、これまでの調査成果をまとめた『午王山遺跡総括報告書』を刊行し、7月に埼玉県教育委員会を通じて文化庁に国史跡指定への意見具申書を提出した。その後、国の文化審議会による諮問・答申を経て、令和2（2020）年3月10日付で午王山遺跡の史跡指定が官報告示された。また、翌年の令和3（2021）年3月26日には追加指定が告示されている。





第2節 指定の状況

(1) 指定告示

① 基本的な事項

名 称：牛王山遺跡

種 別：史跡

所 在 地：埼玉県和光市

指定基準：一、貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

※基本的な事項は追加指定についても同じである。

② 史跡指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年三月十日 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	牛王山遺跡
所 在 地	埼玉県和光市新倉三丁目
地 域	2814番3、2819番6、2819番13、2819番14、2819番15、2821番2、2821番3、2822番1、2822番2、2822番3、2823番2、2823番3、2824番1、2824番2、2824番3、2825番1、2825番2、2825番3、2826番2、2826番3、2826番7、2827番1、2827番2、2828番2、2829番1、2829番2、2829番3、2829番6、2829番8、2830番1、2830番2、2831番1、2831番2、2832番2、2832番3、2832番4、2832番5、2832番8、2833番1、2833番2、2834番1、2834番2、2835番2、2836番1、2836番2、2836番3、2837番1、2837番2、2837番3、2837番4、2837番5、2837番6、2837番7、2837番9、2838番1、2838番2、2839番4、2839番9、2840番1、2840番2、2841番2、2842番2、2843番2、2843番4、2843番5、2844番2、2844番3、2844番4、2844番5、2845番1、2846番1、2846番2、2851番1、2851番2、2851番3、2852番1、2852番2、2852番3、2852番4、2853番2、2854番3、2854番4、2860番8、2861番1 右の地域に介在する道路敷を含む。

○史跡指定地の面積と所有関係

面 積 13,425.24 m²

所有関係の内訳 和光市有地 2,368.47 m²

民有地 10,906.77 m²

社寺有地 150.00 m²





③追加指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文部科学省告示第四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	牛王山遺跡
関係告示	令和二年文部科学省告示第十七号
所 在 地	埼玉県和光市新倉三丁目
地 域	2826番5、2829番4、2829番7、2829番9、2839番16、2839番17、2839番18、2839番19、2839番20、 2841番1、2842番1、2842番3、2842番13、2842番14、2843番3、2843番6、2844番1、2844番7、 2844番10、2844番11、2861番6

○追加指定地の面積と所有関係

面 積 2,340.36 m²

所有関係の内訳 民有地 2,340.36 m²

④管理団体指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文化庁告示第五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年七月二十二日 文化庁長官 宮田亮平

上欄	名 称	牛王山遺跡
	指定告示	令和二年文部科学省告示第十七号
下欄	地方公共団体名	和光市（埼玉県）

（2）指定説明文とその範囲

①指定説明文

牛王山遺跡

埼玉県和光市

牛王山遺跡は、武藏野台地の北東端部、荒川（旧入間川）低地を望む標高24~25メートルの独立丘陵上に位置する弥生時代後期の環濠集落である。昭和53年から今日まで、和光市牛王山遺跡調査会や和光市教育委員会により15回にわたる発掘調査が実施されている。この調査により、約150棟の竪穴建物やこれらを取り囲む少なくとも二重に巡る環濠、その外側で5基の方形周溝墓が検出され、環濠集落の内容と構造が明らかになってきた。

竪穴建物は中期後半から後期のものが検出されているが、後期中葉前半のものが最も多く確認された。





その平面形態は、後期前葉は隅丸長方形、後期中葉前半は橢円形と小判形とが共存し、後期中葉後半は小判形のみになるという変遷が認められる。

環濠は、出土土器や竪穴建物との重複関係から後期中葉前半に掘削され、後期中葉後半には埋没したと考えられる。内側の環濠は、東西153メートル、南北93メートル、最大幅3.2メートル、深さ最大1.7メートルの規模である。外側の環濠は最大幅1.8メートル、深さは最大で0.95メートルの規模で、内側の環濠との間隔を7~12メートルの間で保ってほぼ並行して掘削されている。外側の環濠が北側の急斜面地に掘削されたかは不明であるものの、その他の範囲では内側と外側の二つの環濠はほぼ一定の間隔を保っていることから同時に機能したと考えられ、本遺跡は関東では類例の少ない同時性が確認できる多重の環濠集落である。

方形周溝墓は、集落の南東部で5基検出されている。削平されていたため埋葬施設や時期等は不明であるが、規模は1辺8.2~12.6メートルである。

出土土器には、中期後半には南関東に分布する宮ノ台式が主体だが、後期前葉には南関東系の久ヶ原式と北関東系の岩鼻式とが共存し、後期中葉になると東海東部の影響が認められる菊川系の下戸塚式が主体となる。このように、時期により異なる系統の土器の存在が確認できるとともに、後期前葉には複数地域の土器が共存することから、これらの地域の交流の接点としての役割を担ったと考えられる。また、内側の環濠からは関東では出土事例が少ない銅鐸形土製品3点や帶状円環銅鏡も出土しており、このような各地域との関係が想定できる出土遺物の存在は、本遺跡は遠隔地域との交流や往来があったことを示すものとして注目される。

このように午王山遺跡は集落の構造と変遷が明らかとなっており、関東では類例の少ない弥生時代後期の同時性が確認できる多重環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなった遺跡である。さらに、荒川中流域において、南北関東の地域間交流の接点として機能したことがうかがえ、関東における弥生文化の交流の実態を知る上で重要な集落遺跡である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁監修『月刊 文化財』令和2年2月号より転載)

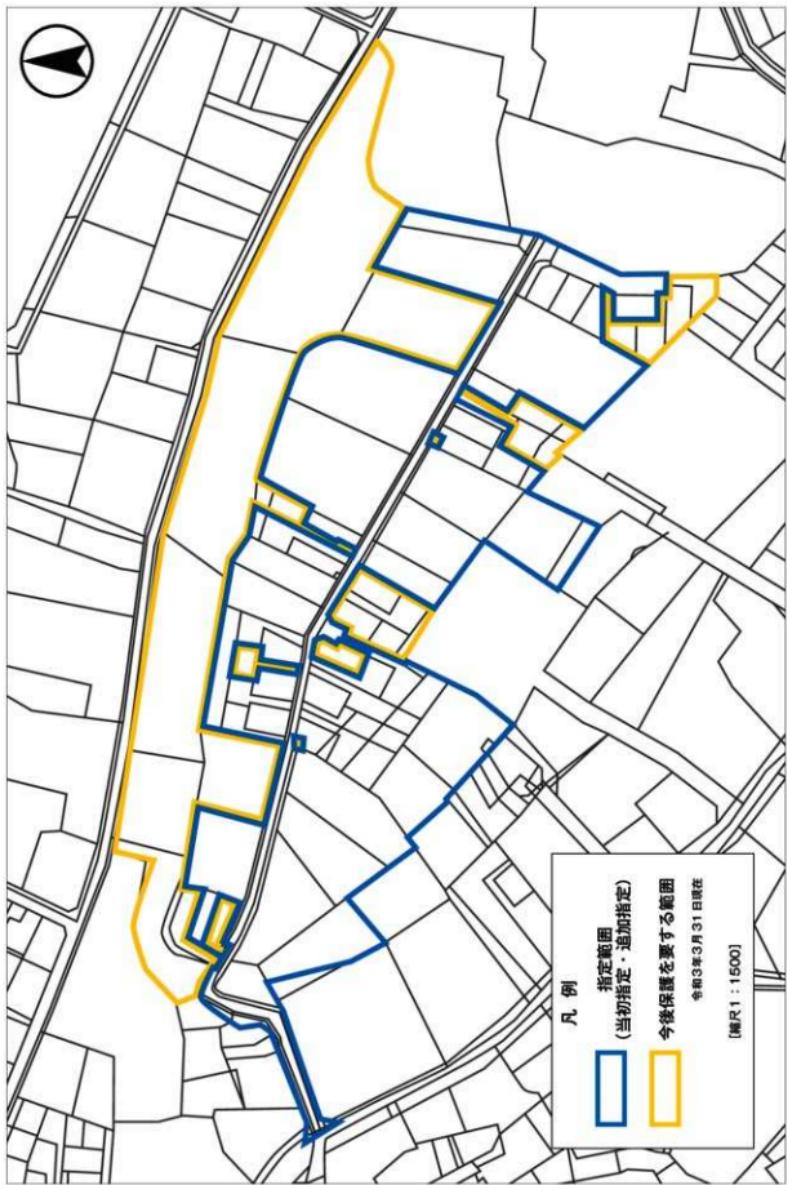


午王山遺跡 竪穴建物（住居）

②指定範囲

午王山遺跡の史跡指定範囲及び今後保護を要する範囲は第3図に示すとおりである。





第3図 史跡指定範囲と今後保護を要する範囲
(令和3年3月31日現在)





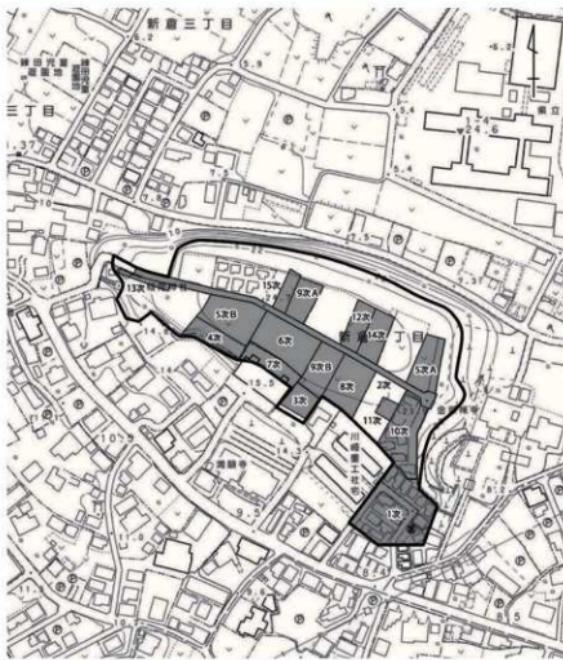
(3) 指定に至る調査経過

指定に至るまでに午王山遺跡で行われた発掘調査の内容は、第3表、第4図のとおりである。

第3表 午王山遺跡調査一覧

年度	調査次	調査期間	地番	調査面積	主な遺構・遺物	調査原因	担当者	報告書
1978～1979 (昭和53～54)	第1次	1979.3.20～6.16	新倉3丁目2867-1 外	約2,200m ²	弥生時代の方形周溝墓3基、 中世の火葬墓5基・板碑4基	宅地造成	鈴木敏弘	・新倉午王山 遺跡 ・にいくらご ぼうやま1979
1981 (昭和56)	第2次	1981.8.10～11.30	新倉3丁目2836-1 外	約1,500m ²	弥生時代の住居跡4軒・溝3 条、平安時代の住居跡2軒	市道改良 工事	鈴木敏弘	・相光市理文報 告書第9集 ・にいくらご ぼうやま1982
1992 (平成4)	第3次	1993.3.1～3.26	新倉3丁目2861-1	約272m ²	弥生時代の溝2条、銅鐸形土 製品、古墳時代の住居跡1軒	農地改良	鈴木一郎	相光市理文報 告書第13集
1993 (平成5)	第4次	1993.8.30～9.22	新倉3丁目2844-1	約510m ²	弥生時代の住居跡7軒・溝2 条	農地改良	鈴木一郎	相光市理文報 告書第13集
1994 (平成6)	第5次	1994.6.30～9.2	新倉3丁目2836-1	約800m ²	弥生時代の住居跡7軒・溝1 条、古墳時代の住居跡2軒、 平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎	相光市理文報 告書第18集
1994 (平成6)	第5次	1994.6.30～9.2	新倉3丁目2842-1, 1,2843-1	約594m ²	弥生時代の住居跡3軒・溝2 条、銅鐸形土製品・土器	農地改良	鈴木一郎	相光市理文報 告書第18集
1995～1996 (平成7～8)	第6次	1996.2.13～8.30	新倉3丁目2841- 1,2842-1	約1,119m ²	弥生時代の住居跡2軒、 肝石器時代の鍬形2基・ 石器時代の鍬形2基	農地改良	鈴木一郎	相光市理文報 告書第23集
1997 (平成9)	第7次	1998.3.17～3.25	新倉3丁目2847- 1,2861-2	約105.6m ²	弥生時代の溝1条、銅鐸形土 製品	共同住宅 建設	鈴木一郎	相光市理文報 告書第31集
2000 (平成12)	第8次	2000.4.3～7.18	新倉3丁目2839-1	約787m ²	弥生時代の住居跡2軒、 肝石器時代の石器集中2基、 古墳時代の住居跡2軒、 平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第33集
2000～2001 (平成12～13)	第9次	2001.2.13～6.10	新倉3丁目2832-1	約368m ²	弥生時代の住居跡9軒、 近世の土坑6基	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第35集
2000～2001 (平成12～13)	第9次	2001.2.26～6.29	新倉3丁目2840-1	約479m ²	弥生時代の住居跡16軒、 肝石器時代の鍬形2基・ 石器集中2基、 平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第35集
2004 (平成16)	第10次	2004.11.1～11.26	新倉3丁目2837-1	約567m ²	弥生時代の住居跡1軒・溝2 条、方形周溝墓2基	宅地造成	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第57集
2004 (平成16)	第11次	2004.11.16～12.24	新倉3丁目2838-1	約178m ²	弥生時代の住居跡1軒・溝1 条、奈良時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第39集
2004～2005 (平成16～17)	第12次	2005.1.28～5.9	新倉3丁目2834-1	約400m ²	弥生時代の住居跡11軒、土 製勾玉・じわ土製品、 中世の溝1条	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第40集
2006 (平成18)	第13次	2006.8.16～8.24	新倉3丁目2825-3	約5m ²	弥生時代の溝1条	市道紙幅 工事	鈴木一郎	相光市理文報 告書第38集
2006～2007 (平成18～19)	第14次	2007.3.5～5.11	新倉3丁目2834-1	約684m ²	弥生時代の住居跡16軒、土 製の小片・双角有孔土製品、 平安時代の住居跡2軒、 中世の溝1条、 近世の土坑2基	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	相光市理文報 告書第42集
2011 (平成23)	第15次	2011.4.26～4.28	新倉3丁目2831-1	約306m ²	弥生時代の住居跡6軒・土坑 2基	保存目的の 確認調査	鈴木一郎	相光市理文報 告書第46集





第4図 調査区位置図

(4) 指定地の状況

午王山遺跡は荒川を臨む東西に細長い独立丘上に立地しており、弥生時代の環濠集落の遺構は丘陵上の平坦面に築かれる。独立丘の南側は都市計画上の第一種中高層住居専用地域にあたっており、宅地化が進んでいる。また、南側斜面は過去の土取り工事や中層住宅の建設等により、部分的に旧地形を残しておらず、眺望や景観も阻害される。一方で北側については、市街化調整区域であるため、独立丘の景観は保たれている。北側斜面は都市化の進む中において、貴重な森林資源を残しており、都市緑地法に基づき「午王山特別緑地保全地区」に指定されているが、急斜面であることから、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」にも指定されている。

丘の中心を東西に市道が伸びており、市道の両側に宅地や農地が広がる。史跡指定地のうち、平成25（2013）年度及び令和2（2020）年度に市が公有地化した土地と市道を合わせた面積は約4,260m²で、指定地に占める割合は約27%であり、残る約7割が民有地で宅地や農地である（第4表、第5図、第6図）。

また、弥生時代の遺構が存在する丘上平坦面で未指定の区域や独立丘の形状が残る北側斜面など、将来に向けてさらに保護を要する区域は約10,000m²あり、今後も引き続き地権者の同意を得ながら追加で保護の措置を図る必要がある。



第4表 史跡指定地地番一覧

No.	地番	面積 (m ²)	地目	備考
1	和光市新倉三丁目2814番3	5.92	公衆用道路	市道283号線
2	和光市新倉三丁目2819番6	19.00	公衆用道路	市道283号線
3	和光市新倉三丁目2819番13	6.68	烟	市道283号線
4	和光市新倉三丁目2819番14	8.96	烟	市道283号線
5	和光市新倉三丁目2819番15	2.24	烟	市道283号線
6	和光市新倉三丁目2821番2	1.18	公衆用道路	市道283号線
7	和光市新倉三丁目2821番3	3.83	山林	市道283号線
8	和光市新倉三丁目2822番1	31.00	境内地	市道283号線
9	和光市新倉三丁目2822番2	6.86	公衆用道路	市道283号線
10	和光市新倉三丁目2822番3	1.57	公衆用道路	市道283号線
11	和光市新倉三丁目2823番2	8.94	公衆用道路	市道283号線
12	和光市新倉三丁目2823番3	24.00	山林	市道283号線
13	和光市新倉三丁目2824番1	150.00	境内地	
14	和光市新倉三丁目2824番2	20.00	公衆用道路	市道283号線
15	和光市新倉三丁目2824番3	21.00	境内地	市道283号線
16	和光市新倉三丁目2825番1	477.00	烟	
17	和光市新倉三丁目2825番2	25.00	公衆用道路	市道283号線
18	和光市新倉三丁目2825番3	41.00	烟	市道283号線
19	和光市新倉三丁目2826番2	13.00	公衆用道路	市道283号線
20	和光市新倉三丁目2826番3	1.40	雜糧地	
21	和光市新倉三丁目2826番5	108.37	宅地	
22	和光市新倉三丁目2826番7	13.11	宅地	
23	和光市新倉三丁目2827番1	491.35	宅地	
24	和光市新倉三丁目2827番2	17.00	公衆用道路	市道283号線
25	和光市新倉三丁目2828番2	15.00	公衆用道路	市道283号線
26	和光市新倉三丁目2829番1	271.00	烟	
27	和光市新倉三丁目2829番2	19.00	公衆用道路	市道283号線
28	和光市新倉三丁目2829番3	99.90	宅地	
29	和光市新倉三丁目2829番4	100.00	宅地	
30	和光市新倉三丁目2829番6	100.00	宅地	
31	和光市新倉三丁目2829番7	100.00	宅地	
32	和光市新倉三丁目2829番8	100.10	宅地	市有地
33	和光市新倉三丁目2829番9	100.00	宅地	
34	和光市新倉三丁目2830番1	326.00	烟	
35	和光市新倉三丁目2830番2	6.21	公衆用道路	市道283号線





36	和光市新倉三丁目2831番1	306.00	畠	市有地
37	和光市新倉三丁目2831番2	6.25	公衆用道路	市道283号線
38	和光市新倉三丁目2832番2	9.70	公衆用道路	市道283号線
39	和光市新倉三丁目2832番3	100.06	宅地	
40	和光市新倉三丁目2832番4	117.14	宅地	
41	和光市新倉三丁目2832番5	32.00	雑種地	
42	和光市新倉三丁目2832番8	100.09	宅地	
43	和光市新倉三丁目2833番1	1065.00	畠	市有地
44	和光市新倉三丁目2833番2	18.00	公衆用道路	市道283号線
45	和光市新倉三丁目2834番1	1065.00	畠	
46	和光市新倉三丁目2834番2	18.00	公衆用道路	市道283号線
47	和光市新倉三丁目2835番2	14.00	公衆用道路	市道283号線
48	和光市新倉三丁目2836番1	662.00	畠	市有地
49	和光市新倉三丁目2836番2	41.00	公衆用道路	市道283号線
50	和光市新倉三丁目2836番3	231.00	畠	市道283号線
51	和光市新倉三丁目2837番1	221.00	公衆用道路	市道600号線
52	和光市新倉三丁目2837番2	37.00	公衆用道路	市道283号線（一部） 市道600号線（一部）
53	和光市新倉三丁目2837番3	26.00	公衆用道路	市道283号線
54	和光市新倉三丁目2837番4	2.00	雑種地	
55	和光市新倉三丁目2837番5	107.41	宅地	
56	和光市新倉三丁目2837番6	107.41	宅地	
57	和光市新倉三丁目2837番7	105.08	宅地	
58	和光市新倉三丁目2837番9	100.09	宅地	
59	和光市新倉三丁目2838番1	1082.00	畠	
60	和光市新倉三丁目2838番2	16.00	公衆用道路	市道283号線
61	和光市新倉三丁目2839番4	16.00	公衆用道路	市道283号線
62	和光市新倉三丁目2839番9	106.10	宅地	
63	和光市新倉三丁目2839番16	114.73	宅地	
64	和光市新倉三丁目2839番17	38.36	宅地	
65	和光市新倉三丁目2839番18	29.00	雑種地	
66	和光市新倉三丁目2839番19	111.15	宅地	
67	和光市新倉三丁目2839番20	112.49	宅地	
68	和光市新倉三丁目2840番1	534.00	畠	
69	和光市新倉三丁目2840番2	10.00	公衆用道路	市道283号線
70	和光市新倉三丁目2841番1	477.00	畠	
71	和光市新倉三丁目2841番2	11.00	公衆用道路	市道283号線
72	和光市新倉三丁目2842番1	272.00	畠	





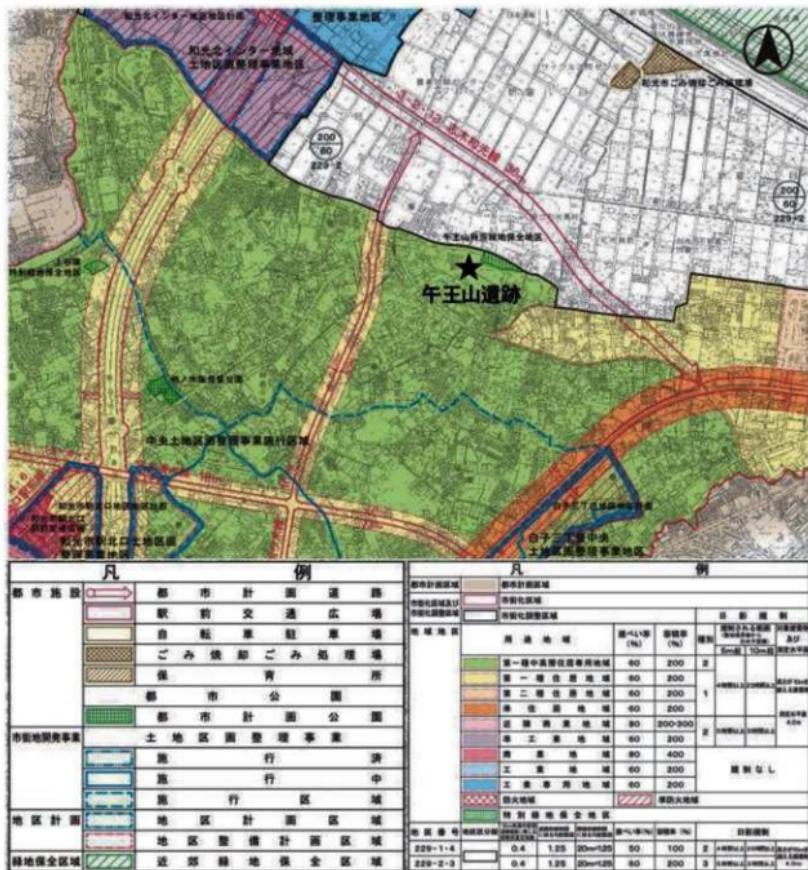
73	和光市新倉三丁目2842番2	59.00	公衆用道路	市道283号線
74	和光市新倉三丁目2842番3	130.12	宅地	
75	和光市新倉三丁目2842番13	125.08	宅地	
76	和光市新倉三丁目2842番14	139.39	宅地	
77	和光市新倉三丁目2843番2	19.00	公衆用道路	市道283号線
78	和光市新倉三丁目2843番3	79.10	宅地	
79	和光市新倉三丁目2843番4	31.10	宅地	
80	和光市新倉三丁目2843番5	50.16	宅地	
81	和光市新倉三丁目2843番6	105.10	宅地	
82	和光市新倉三丁目2844番1	20.94	宅地	
83	和光市新倉三丁目2844番2	88.98	宅地	
84	和光市新倉三丁目2844番3	131.00	雑種地	
85	和光市新倉三丁目2844番4	60.89	宅地	
86	和光市新倉三丁目2844番5	59.00	雑種地	
87	和光市新倉三丁目2844番7	55.00	雑種地	
88	和光市新倉三丁目2844番10	99.00	雑種地	
89	和光市新倉三丁目2844番11	16.00	雑種地	
90	和光市新倉三丁目2845番1	366.00	烟	
91	和光市新倉三丁目2846番1	585.00	烟	
92	和光市新倉三丁目2846番2	9.91	墓地	
93	和光市新倉三丁目2851番1	571.00	烟	
94	和光市新倉三丁目2851番2	9.66	公衆用道路	市道283号線
95	和光市新倉三丁目2851番3	14.00	烟	市道283号線
96	和光市新倉三丁目2852番1	631.00	烟	
97	和光市新倉三丁目2852番2	2.59	公衆用道路	市道283号線
98	和光市新倉三丁目2852番3	7.06	公衆用道路	市道283号線
99	和光市新倉三丁目2852番4	15.00	烟	市道283号線
100	和光市新倉三丁目2853番2	442.00	山林	
101	和光市新倉三丁目2854番3	24.00	公衆用道路	市道283号線
102	和光市新倉三丁目2854番4	22.61	宅地	市道283号線
103	和光市新倉三丁目2860番8	118.00	烟	
104	和光市新倉三丁目2861番1	614.00	烟	
105	和光市新倉三丁目2861番6	7.53	雑種地	
106	和光市新倉三丁目2819番6と同2854番3に挟まれ同2836番2と同2837番2に挟まれるまでの道路敷	900.70	公衆用道路	
合 計 15765.60 m ²				





第5図 土地利用状況図





第6図 和光市都市計画図における午王山遺跡周辺の位置付け
(令和3年3月31日現在)



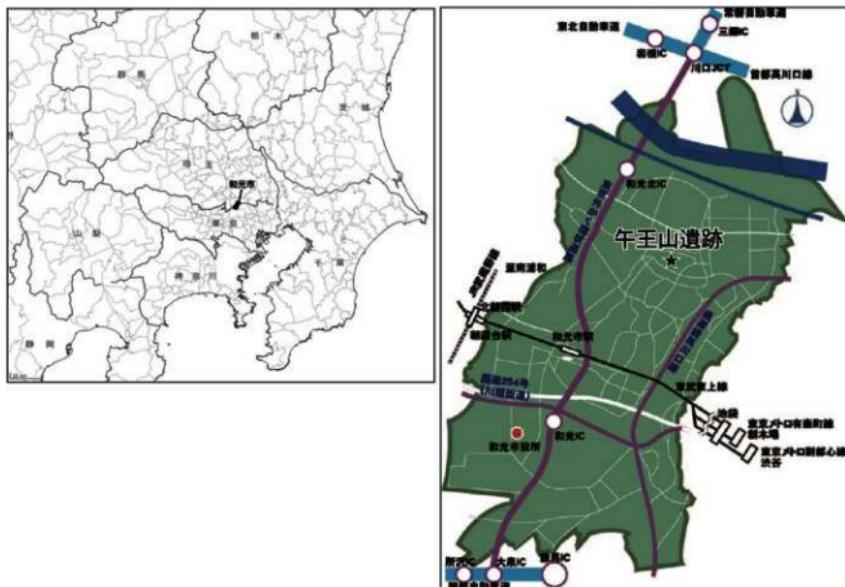
第3節 午王山遺跡の概要

(1) 地理的環境

① 和光市の位置と立地

和光市は埼玉県の中央部よりやや東に寄った南端部に位置し、北は戸田市、南は東京都練馬区、東は東京都板橋区、西は朝霞市と接している。市域は南北約4.9km、東西約2.5km、面積は11.04km²である。主要道路は市の中央部を南北に縦断する東京外かく環状道路、東西方向には川越街道が通過する（第7図）。鉄道は東武東上線、東京メトロ有楽町線、同副都心線が走り、各路線から相互乗り入れしており、都心を経由して各方面へも直通で移動できる。都心から15～20km圏内にあることから、交通網の発達を受けて都心から各方面への通勤、通学の利便性がますます高まっている。

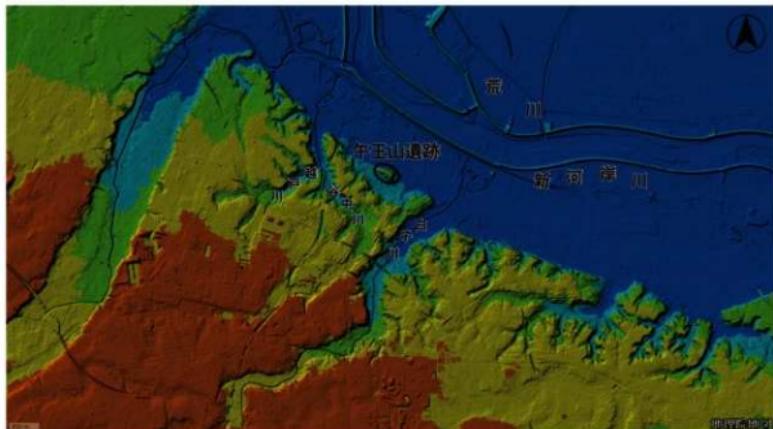
和光市の地形は、武藏野台地と荒川低地からなり、台地が約70%、低地が約30%の割合となっている（第1図）。武藏野台地は関東平野の南西部に広がる洪積台地で、北西を入間川、北東を荒川、南を多摩川で囲まれる。比較的平坦な地形をしめしており、青梅市周辺を頂点とし台地は東に向かって徐々に低くなり、和光市内では標高24～40mを測る。



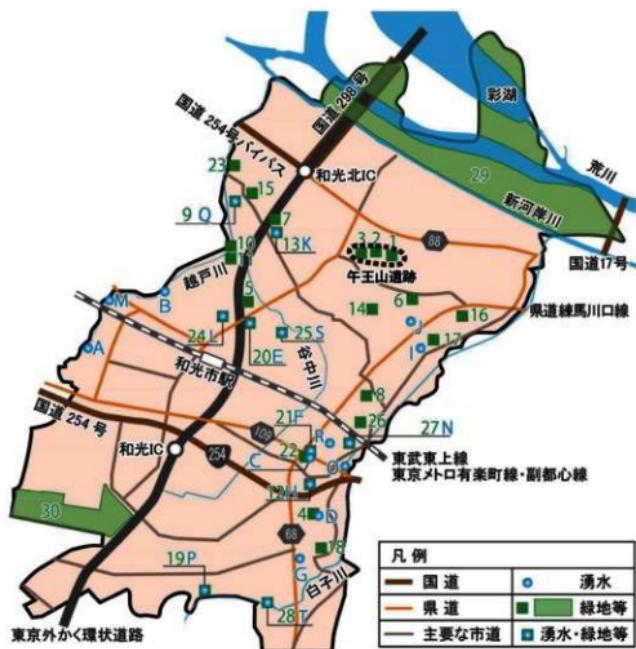
第7図 和光市の位置と交通網（アクセス・鉄道・道路）



荒川（旧入間川）は武藏野台地と大宮台地の間に広がる沖積地を形成しながら、市の北側を流れている。市域の西側境界近くを越戸川^{（せとかわ）}と新河岸川^{（しんがんかわ）}が、東側境界近くを白子川がそれぞれ北方向に流出して新河岸川と合流する。また、市域のほぼ中央を谷中川が西方向に振れながら北に向かって流出し、途中で越戸川と合流する。これらの河川により、台地にいく筋かの開析谷が刻まれ、複雑な地形を形成している（第8図）。また、柿ノ木坂湧水池、富澤湧水池など、市内には20か所を超える湧水池が確認されている（第9図、写真1）。水資源の豊富な和光市は、古代から人々の生活の場として活用されてきた。



第8図 午王山遺跡周辺の地形（地理院地図（電子国土Web）を元に加筆して作成）



第9図 和光市域の湧水等分布

(第3次和光市環境基本計画 p. 25)



写真1 富澤湧水池



② 午王山遺跡の位置と立地（第10図）

午王山遺跡は和光市のほぼ中央部北寄りに位置し、武藏野台地の北縁にあたる。遺跡を乗せる台地の北側は荒川の沖積地に面している。台地の南側にも緩い支谷が広がり、午王山遺跡は独立丘をなす台地上に立地する（第10図）。標高は24mで、低地との比高は18mを測る。



第10図 午王山遺跡周辺地形図（地理院地図〈電子国土 Web〉を元に加筆して作成）

遺跡の北側に広がる沖積地は水田耕作に活用され、「新倉田んぼ」と呼ばれた穀倉地帯が広がっていた。すでに埋立地となっているが、かつて、現在の和光高校の位置には「溜池」と呼ばれた湧水池も存在した。湧水がまとまって水量の豊富な「溜池」となり、用水として新倉田んぼを潤していた。

午王山遺跡は地形的に他の遺跡から独立しており、環濠集落が営まれた弥生時代後期には、恵まれた自然環境のもとで沖積地と湧水を活用してイネや雑穀の栽培を生業とする人々の生活が展開されていたのであろう。また、独立丘の南側と北側の崖面では、関東ローム層、武藏野疊層、東京層が露頭しており、武藏野台地の成り立ちを理解する上で希少な地質観察場となっている。



写真2 新倉田んぼの風景
(時期不明)



写真3 午王山北側斜面露頭





(2) 歴史的環境

①和光市の成り立ち

和光市域は古代には天平宝字2（758）年に設置された「新羅（しらぎ）郡」の一角を占めていた。新羅郡は後に「新座（にひくら）郡」と名称を変更されて近代にいたるまでその名称を残しており、和光市に現在も地名として残る「新倉」や「白子」は、「新羅郡」や「新座郡」の名称が転訛したものと考えられている。

江戸時代には現在の和光市域は上新倉村、下新倉村、白子村と三か村に分かれていたが、明治22（1889）年に町村制実施により白子村・下新倉村が合併して白子村となり、上新倉村は独立して新倉村となった。その後、昭和18（1943）年に白子村と新倉村が合併して大和町となり、昭和45（1970）年10月31日に市制施行され和光市となった。

②和光市の文化財等（第11図）

和光市内には現在でも、創建が江戸時代以前にさかのぼる寺社や文化財が残る（第11図）。

旧新倉村域には、午王山遺跡南側に隣接する満願寺のほか、新倉氷川八幡神社、東林寺、長照寺等が所在する。長照寺には樹齢700年といわれる和光市指定文化財の大イチョウがある。

旧下新倉村には、午王山遺跡の東隣にある金泉寺のほか、壱鑑寺、下新倉氷川八幡神社、妙典寺、東明寺がある。中でも東明寺は、吹上観音として古くから信仰を集め広く知られており、江戸時代の「江戸名所図会」にも姿を見せている。妙典寺には「子安の池」といわれる湧水池があり、日蓮上人が立ち寄ったという伝承が残る。

旧白子村では、白子川付近の河岸段丘上に、市場稲荷神社、神護寺、地福寺、熊野神社、不動院、諏訪神社、八雲神社等が存在している。また、村の中心部を東西に川越街道が通り、白子宿という宿場があったことで知られている。

③和光市の遺跡（第11図）

和光市内では現在、43遺跡が埋蔵文化財包蔵地として登録され、遺跡の時代は旧石器時代から繩文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世にわたる（第11図）。多くの遺跡は集落跡で、白子川左岸、越戸川の右岸、谷中川の両岸に沿って連なるように分布している。遺跡の分布状況からも、古くから長きにわたって人々が、当地域の地形・生態環境を利用して生活してきた状況が推察される。

④弥生時代中期から後期の時期区分（細分）について (第5表)

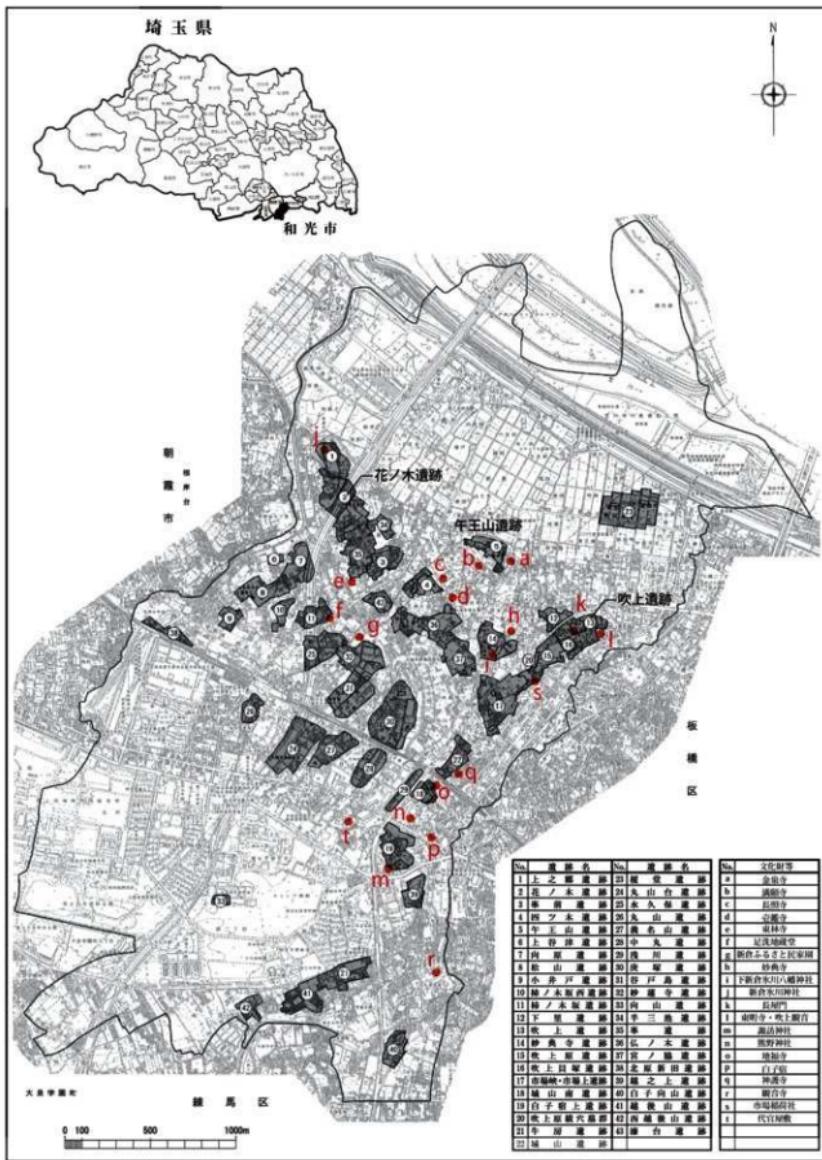
午王山遺跡の主体を占める弥生時代中期から後期は、本書においてはそれぞれ第5表のとおり区分し、以降の記述を進める。

第5表 本書における弥生時代中期から後期の時期区分（細分）について

時期区分		土器型式	
中期	前半	前葉	(+)
	中葉		(+)
	後半	後葉	宮ノ台式
後期	前半	前葉	岩鼻式　久ヶ原式I
	中葉	下戸塚式	久ヶ原式II
	後半	後葉	弥生町式
		(未葉)	前野町式

*表中(+)は、他地域で土器は確認されているが、市内で確認されていないもの





第11図 和光市遺跡分布及び文化財等位置図



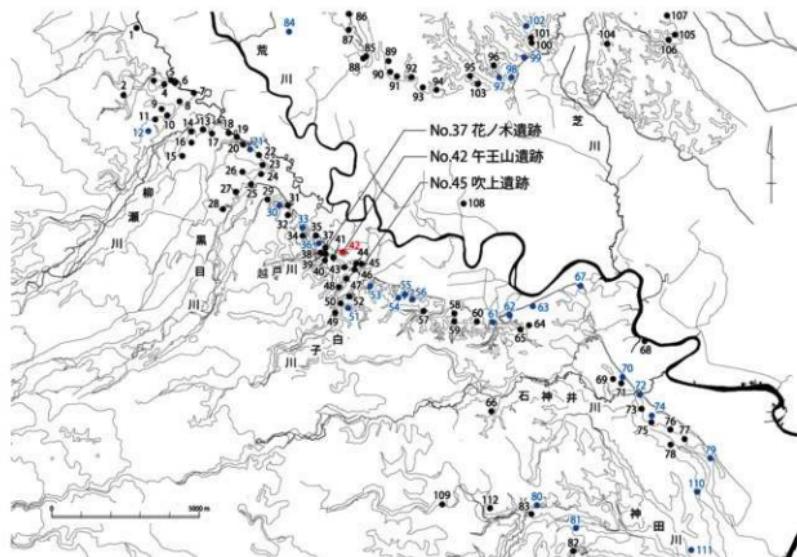


⑤午王山遺跡周辺の弥生時代の遺跡

午王山遺跡（第12図 No.42）が立地する武藏野台地縁辺部は支谷が細かく侵入し、複雑な地形を示している（第8図・第10図）。弥生時代後期の集落は、この谷筋に沿って荒川低地に面して立地する（第12図）。集落は内陸の谷奥部には達していないことから、台地段丘面から湧き出る湧水、あるいは小河川の水源が利用でき、水田造成が可能な沖積地に面する台地上であることが遺跡の立地条件であったと考えられる。

午王山遺跡の主たる時代にあたる弥生時代後期の遺跡は、和光市内では14遺跡にのぼっている。遺跡の分布を見ると、越戸川と谷中川の右岸には上之郷遺跡、花ノ木遺跡、峯遺跡、峯前遺跡、四ツ木遺跡、漆台遺跡が連続する。白子川左岸には、下里遺跡、吹上遺跡、吹上原遺跡、妙典寺遺跡、市場峠・市場上遺跡が分布する。これらの遺跡は荒川の沖積地を眼前に望む位置に展開し、白子川、越戸川、谷中川という三つの河川と沖積地との間に挟まれるように形成された台地上に立地する点に特色がある。

特に注目される遺跡は、越戸川右岸に立地する花ノ木遺跡と白子川左岸に立地する吹上遺跡である。両遺跡とも午王山遺跡とほぼ同時期にあたる集落跡と環濠が確認されている。花ノ木遺跡、午王山遺跡、吹上遺跡の3遺跡は荒川の沖積地を望む舌状台地に展開した弥生時代後期の環濠集落であり、越戸川から白子川に挟まれた地域に近接しており、指呼の間に同時に存在した可能性が高い。環濠集落がこのように近接して群在する事例は稀であり、なぜこうした事態が出現したのか注目される。



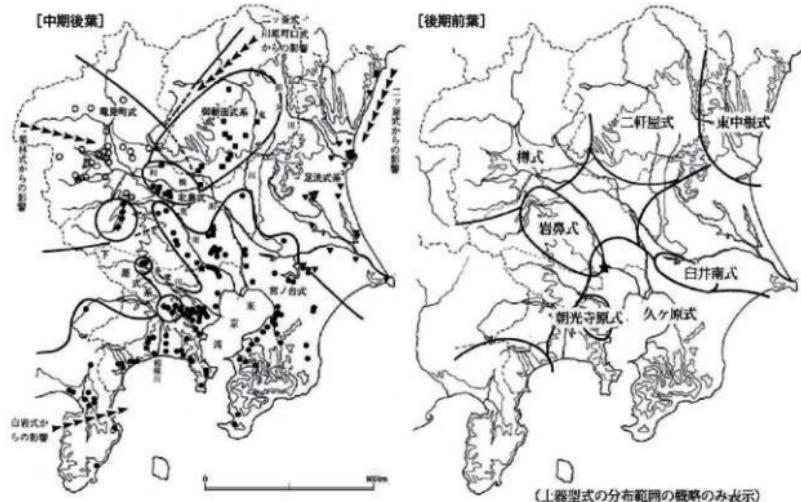
第12図 午王山遺跡（No.42：赤色）周辺弥生時代遺跡分布図（中期：青色、後期：黒色）



⑥和光市とその周辺地域の遺跡から見た弥生時代の歴史動向（第12図）

稻作農耕集落の登場

武藏野台地東北縁における弥生時代の集落形成開始期は中期後葉の宮ノ台式期であり、午王山遺跡もこの頃（紀元前1世紀）に成立したと考えられている。荒川下流域の武藏野台地北縁で水稻耕作を基盤とする農耕集落の定着・拡大が見られるのはこの段階からで、荒川下流側から文京区千駄木三丁目南遺跡（第12図 No.110）、荒川区道灌山遺跡（第12図 No.79）、北区飛鳥山遺跡（第12図 No.72）から板橋区沖山遺跡（第12図 No.55）まで数km間隔で1～2haほどの規模をもつ環濠集落が形成され、その間に小規模集落が点在する。午王山遺跡をはじめとする白子川以北の集落はいずれも小規模である。北北西約40kmの荒川中流域右岸にある熊谷市円山遺跡は宮ノ台式の北限をなす集落跡で、荒川を隔てて長野系の栗林式土器分布圏に接する。比企・入間地方は宮ノ台式の分布北西縁地帯を形成しているが、栗林式系土器の作出が顕著である。こうした状況は入間川以南の武藏野台地東北縁にも及び、朝霞市新屋敷遺跡（第12図 No.33）や和光市花ノ木遺跡（第12図 No.36）でも栗林式系土器が認められる。その一方で、沖山遺跡や花ノ木遺跡、水川神社北方遺跡（第12図 No.53）では遠江の白岩式土器の混入が認められ、長野方面からのルートと静岡方面からのルートの結節点にあたり、両系統の文化が交叉するこの地域の特徴がよく表わされている（第13図）。その特徴は、後期以降の人々の移動状況にも関わってくる。



第13図 関東の弥生時代中期後葉と後期前葉の土器型式分布

（『午王山遺跡総括報告書』第249図を一部修正）



弥生時代後期と午王山遺跡

弥生時代後期（紀元後1～3世紀）になると、いくつかの小地域が併存するようになる。この時期は午王山遺跡周辺地域にも北や南から様々な情報や人が行き来するようになり、集落群が大きく発展していく。紀元前1世紀代に成立した午王山遺跡は、この弥生時代後期に大きく展開していくことになる。弥生時代後期は午王山遺跡の集落がピークを迎える時期である。

岩鼻式土器の南下

北武藏の一角である比企地方で生成された岩鼻式土器は、長野系の栗林式の系統を引く櫛描文（写真5）を特徴とする土器であり、後期前葉（1世紀）になると周囲へ分布を拡大していく（第13図右）。岩鼻式土器を主体とするこの時期の集落は、和光市の午王山遺跡、板橋区氷川神社北方遺跡、朝霞市稻荷山・郷戸遺跡（第12図 No.34）であり、これらの遺跡では岩鼻式土器に加えて東京湾岸系の久ヶ原I式土器が共存する。武藏野台地の人口希薄な地域に、比企地方に居住する岩鼻式土器を使用する人々（以下、「岩鼻式集団」）が新たな可耕地を求めて白子川流域へも領域を広げ、周辺の久ヶ原I式土器を使用する人々と居住地を共にして農耕開拓にあたったものと考えられる。午王山遺跡の出土土器をレプリカ法調査（種子圧痕調査）したところ、この段階はアワ・キビの雑穀を主体に栽培し、それにイネが伴うような様子であったと推測されている。



写真4 久ヶ原式・岩鼻式土器

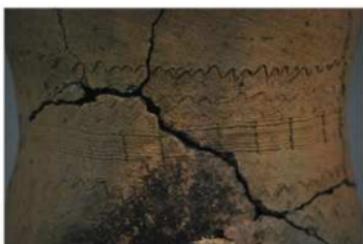
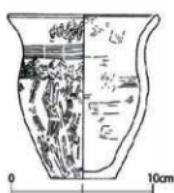


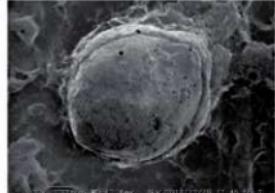
写真5 岩鼻式土器の特徴である櫛描文



GYB-0005-15 岩鼻式3期 小型甌



小型甌脣部外面から検出した圧痕



キビ有ふ果

第14図 午王山遺跡出土の岩鼻式土器を行ったレプリカ法調査

（『午王山遺跡総括報告書』図版21の文字を一部加工して転載）



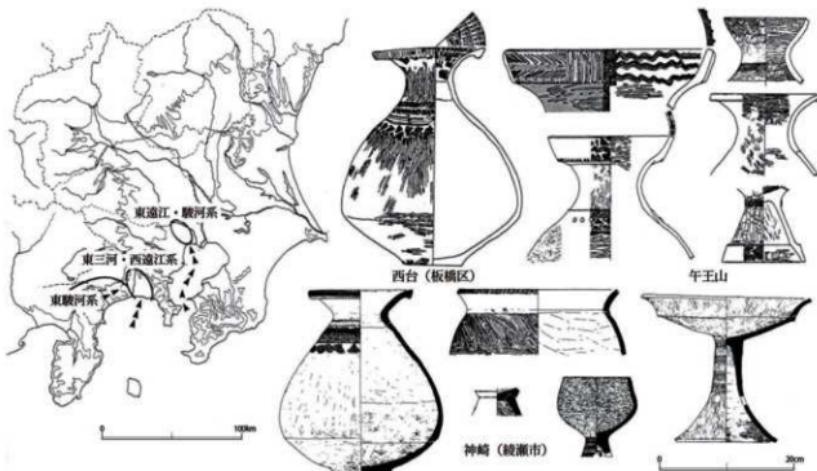


下戸塚式土器の北上と集落群

岩鼻式集団は弥生時代後期に長期間定着することはなかったようである。代わりに新たに武藏野台地東北縁地域に進出してきたのが、遠江に祖型をもつ下戸塚式土器を使用する人々（以下、「下戸塚式集団」）である。

後期前葉から中葉（2世紀）になると南関東の土器型式群に大きな変動が生じる。そうした中、武藏野台地東縁部北半では、東遠江の菊川式土器の影響を受けた土器が顕著となる。神田川流域の新宿区下戸塚遺跡（第12図 No. 81）から出土した土器はその影響が特に著しく、下戸塚式土器と命名されている。下戸塚遺跡は環濠集落で後期前半期から終末期まで継続する。この下戸塚遺跡を起点として、下戸塚式集団は主に北方へ小河川沿いに分布域を拡大していく。下戸塚式集団は環濠集落を造営したようであり、午王山遺跡をはじめとして、板橋区四葉地区、和光市吹上遺跡、上之郷遺跡、花ノ木遺跡、朝霞市中道・岡台遺跡、富士見市南通遺跡は環濠集落である。

岩鼻式と下戸塚式が接触した考古学的状況は認められていない。そのため、岩鼻式集団と新たに武藏野台地東北縁地域に進出してきた下戸塚式集団とは交流が疎遠だったと考えられる。両集団間に争闘があった痕跡はない。しかし、下戸塚式集団にとって、岩鼻式集団が居住する地域へ新たに進出し、あるいは柳瀬川流域のような荒蕪地へと北上することは、緊張を伴うものであつたはずである。こうしたことを見ると、下戸塚式集団が環濠集落を造営した目的は、先住集団との軋轢に備えての防衛や抑止にあったと考えられる。



第15図 弥生時代後期における東海東部系土器の関東への普及
(『午王山遺跡総括報告書』第250図)





人口の増加と低地帯への進出

下戸塚式期に武藏野台地東北縁一帯に進出した下戸塚式集団は順調に定着し、生活の安定は人口の増加をもたらした。下戸塚式新期には、それまで人口が皆無状態にあった大宮台地にも進出し、定着する。

生活の安定と人口増加をもたらした彼らの生業はどのようなものだったのだろうか。午王山遺跡における下戸塚式期の土器に対して行ったレプリカ法調査の結果を見ると、土器に残る圧痕はイネが多数に上り、わずかに雑穀が伴う傾向が確認された（第16図）。これによって、下戸塚式集団が定着した頃に栽培していた植物は、それまでのアワ・キビといった雑穀から、稲作中心に転換した可能性が推定される。そうした午王山遺跡も下戸塚式集団の段階で終焉を迎える。その後、下戸塚式の後裔である弥生町式土器、続く前野町式土器の時期（2世紀後半から3世紀前半）には、各河川沿いに多数の遺跡が分布するようになる。しかしながら、台地上は人口増加によって居住地や畠作生産域が共に飽和状態になり、土地の人口支持力を超過するような事態を迎えることになる。用排水を伴う農耕技術やそれを可能にする東海地方からの情報伝達は継続していたようで、人々は新たな食料を確保するために生存をかけて低地帯への進出を開始する。



第16図 午王山遺跡出土の下戸塚式土器に行ったレプリカ法調査

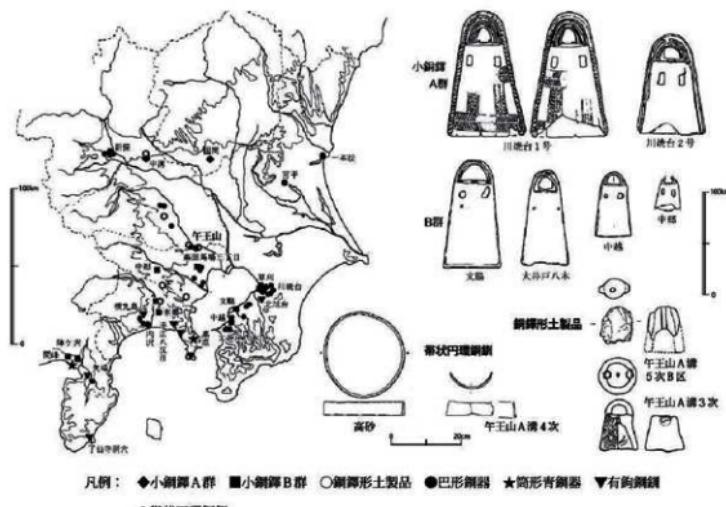
（『午王山遺跡総括報告書』図版21の文字を一部加工して転載）

青銅器文化の波及

遠江の菊川式系土器の進出は、土器のみに留まらず、青銅器やそれを用いた儀礼行為の波及もたらした。

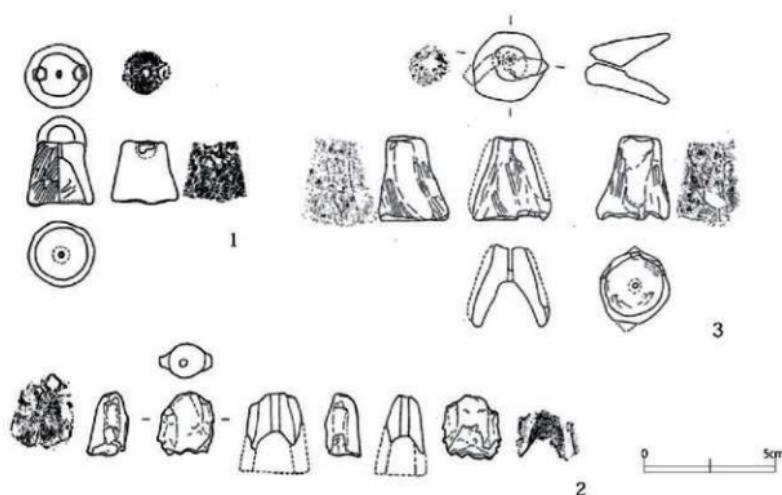
関東地方では相模湾から東京湾沿岸周辺にかけて10遺跡で小銅鐸が出土しており、その製作地は三連式銅鐸の鋳造地域である東海西部域と考えられている。埼玉県域で小銅鐸は検出されていないが、午王山遺跡や向山遺跡で小銅鐸を模した銅鐸形土器品が出土している（第17図、第18図）。いずれも出土遺構や文様から下戸塚式土器段階に属すと考えられる。この時期は三連式・近畿式銅鐸が終焉を迎える段階に相当しており、小銅鐸は東海道筋を東方へと波及し、その分布の東端の午王山遺跡一帯において、銅鐸を用いた祭祀儀礼を知る人々によって、土器品にその形が移されたようである。

こうした段階に関東にもたらされた青銅器は小銅鐸だけではない。武藏野台地東北縁地域では午王山遺跡や向山遺跡で円環銅釧、朝霞市宮台・宮原遺跡で有鉤銅釧、吹上遺跡、向山遺跡で銅製指輪状製品、西原大塚遺跡で銅鏡が検出されている。大宮台地でも、さいたま市三崎台遺跡で小銅鏡、銅鏡が検出されており、関東への青銅器文化の波及を知ることができる。



第17図 弥生時代後期の青銅器関連遺物の分布

(『牛王山遺跡総括報告書』第252図)



第18図 牛王山遺跡出土銅鐸形土製品



(3) 調査成果

① 午王山遺跡の認知

午王山遺跡の発掘調査が本格的に行われるようになる昭和54（1979）年以前に、畑から耕作中に土器が発見され、あるいは、台風による北斜面の崖崩れにより出土した遺物が地元の地権者宅で保管されていた。遺物は正確な出土位置、発見年月日などは不明であったが、昭和41（1966）年と昭和43（1968）年に和光市出身の考古学者・谷井彪氏によって『埼玉考古』第4号、第6号に紹介され、弥生時代、古墳時代前期・後期の遺跡が埋蔵されていることが公になった。

午王山遺跡の本格的な発掘調査は昭和54（1979）年に和光市在住の考古学者・鈴木敏弘氏を担当者として第1次調査が行われ、以降、第15次調査まで行われた。その成果は第3表のことおりである。

② 発掘調査の経過

第1次調査では遺跡の東南端地区で3基の方形周溝墓などが調査され、弥生時代の集落域と墓域が隣接していることが明らかになった。

第2次調査は昭和56（1981）年に都市計画に基づく市道敷設工事に伴う発掘調査で、午王山遺跡の中央を横断する幅6m、長さ200mのトレッチを入れるような調査となつた。調査区の東端部と西部でA溝とその外側にB溝、さらに遺跡の西側の離れた位



写真6 午王山遺跡の方形周溝墓



第19図 午王山遺跡の方形周溝墓

置でC溝が調査され、環濠集落であることが確実となった。住居跡は47軒の調査を行い、最大規模の第3号住居跡などが検出された。第30号住居跡はB溝が埋没したのち、その上に床面を張って構築されていたことが確認され、環濠が機能した時期が限定的であることが明らかとなった。

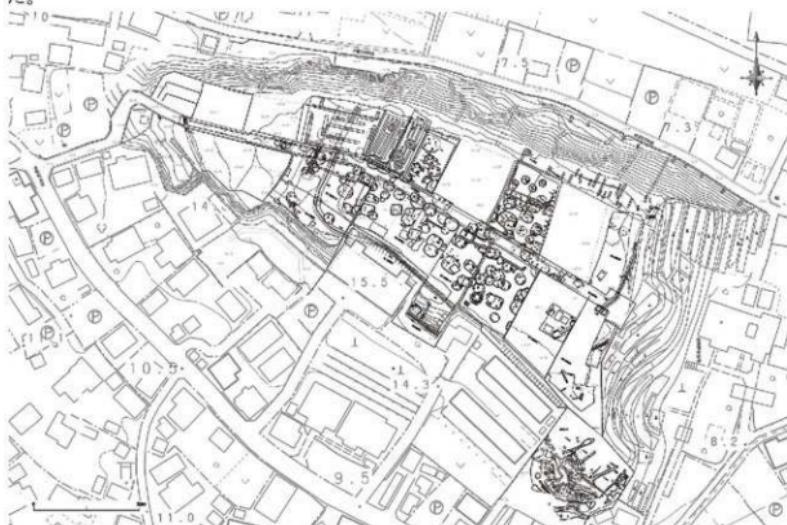
平成5（1993）年には、遺跡の南斜面に当たる部分を第3次として調査した。平坦面から斜面にかかる部分で、東西に走るA溝を検出した。溝の中層から弥生時代後期の東海東部系壺のほか銅鐸形土製品などが出土した。また、A溝より南斜面を下



がった位置で、東西方向に走るB溝を検出した。

平成16（1993）年に調査した第4次調査と平成6（1994）年に隣接して実施した第5次B地区では、A溝とB溝の南西部を確認した。同時に発掘調査を実施した第5次A地区は遺跡の東端部にあたり、A溝の東辺を約24mにわたって調査した。

平成16（2004）年に実施した第10次調査では、平坦面から斜面にかかる部分にあたり、A溝とB溝の南東部にあたる部分を検出した。また、調査区の南側で方形周溝墓2基を調査した。



第20図 午王山遺跡全体図

同じく平成16（2004）年に行った第11次調査は、調査区が第10次調査区の西側に隣接しており、第10次調査で確認されたA溝につながる部分を検出した。

以上、第2次調査から第5次調査、第10次調査、第11次調査により、環濠の状況が把握され、二重の環濠が巡る弥生時代後期の環濠集落の実態が明らかになった（第20図）。第1次調査と第10次調査では環濠の外側に方形周溝墓が構築され、環濠集落として居住域と墓域との遺跡が構成されていたことが判明した。

住居跡の形態や出土した土器の特徴から、長野方面と東海からの文化的影響を両方向から受



写真7 住居跡の検出状況（第14次調査）





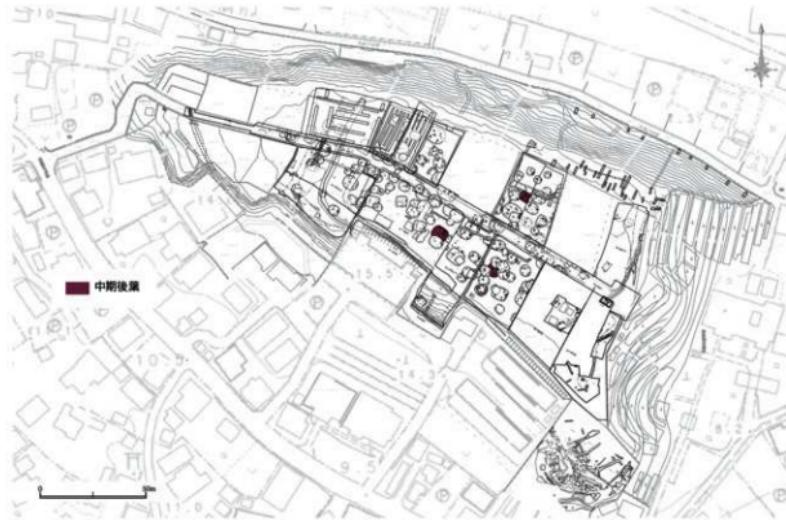
けていたことが明らかになった。牛王山遺跡は遠隔地との交流を通じて形成された遺跡で、両地域の文化が折り重なる地域であったことが最大の特色である。

③調査成果から見る弥生時代の牛王山遺跡

15次にわたる発掘調査は、牛王山遺跡が旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世の各時代の遺構・遺物が存在する複合遺跡であることを明らかにした。その中で特に注目されるのは、牛王山遺跡全体が独立丘を占拠する弥生時代後期の環濠集落である点である。以下、環濠集落の形成と終焉の状況を中心に、弥生時代における牛王山遺跡の集落展開を概述する。

開始は小集落

牛王山遺跡における弥生時代の集落開始期は、中期後葉（紀元前1世紀）の宮ノ台式期である（第21図）。第82・87・133号住居跡の3軒であり、すべて後期の住居と複合している。未調査区にも住居跡が分布すると予想されるが、全体の遺構分布状況から10軒を超えないことが考えられ、環濠掘削の作業推定土量から推測してみても環濠の存在は考えにくい。武藏野台地北縁でも白子川以北では、環濠を持つような規模の大きい集落は稀で、牛王山遺跡でもその地域的特徴がよく示されている。



第21図 牛王山遺跡時期別住居分布図（宮ノ台式期）

※色塗り箇所が宮ノ台式期の住居跡

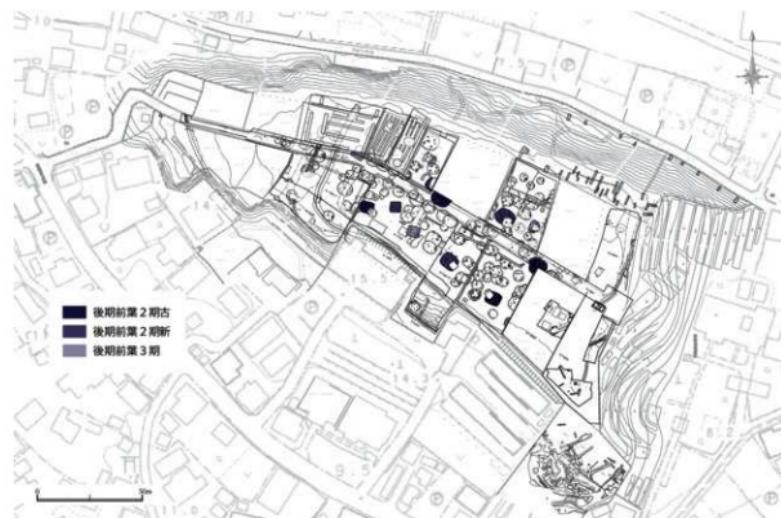


岩鼻式集団の南下と集落形成（第22図）

後期前葉（1世紀頃）の人口減少期に、荒蕪地と化した武藏野台地北縁に進出してきたのは、北武藏の岩鼻式土器を用いる人々だった。午王山遺跡では久ヶ原I式土器も伴っており、東京湾西岸系統の人々も参加して居住集落を形成した可能性も高く、救荒作物である雑穀の栽培を主体としつつ、稲作も伴う複合栽培を生業としていたようである。

該当する住居跡は、第1・3・18・72・74・81・97・105・108・119・124・137・141号住居跡の13軒である。継続期間は数段階に及ぶので、個々の段階では数棟の小集落である。北武藏の岩鼻式・吉ヶ谷式は環濠を形成しない文化であり、午王山遺跡でもこの時期に環濠を構築したとは考えられない。

岩鼻式土器は3時期に区分されている。午王山遺跡には岩鼻式1期は存在せず岩鼻式2期から3期にかけて継続して集落が形成された。北武藏の岩鼻式・吉ヶ谷式の竪穴住居は、平面形が隅丸長方形で炉が複数ある場合が多く、主炉が奥壁に偏在するような特徴を有しており（特に2期新段階以降）、久ヶ原式の橢円形系統とは異なっている。



第22図 午王山遺跡時期別住居分布図（岩鼻式期）
※色塗り箇所が岩鼻式期の住居跡

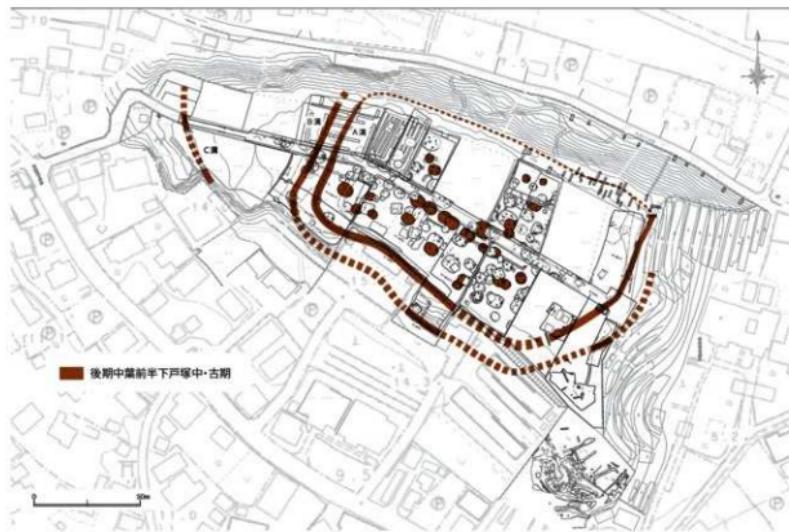


環濠集落の展開（第23図）

岩鼻式集団の撤退後、午王山に新たに進出してきたのは下戸塚式集団である。環濠集落を構築したのは彼らであり、以後、周辺へも分散拡大し定着していく。下戸塚式土器は東海地方東部の菊川式土器を祖型とし、ハケ整形具の木口で施文するハケ刺突文やハケ目沈線が特徴的である。大きく古・中・新期に区分できる。午王山遺跡における下戸塚式期の集落形成は中期から新期にまたがっており、おおよそ弥生時代後期中葉（2世紀）のことである。各期に該当する遺構は、次のとおりである。

第6表 午王山遺跡の下戸塚式期の遺構

時 期	遺 構 名	環 濠
下戸塚式中段階古期 （久ヶ原口式古段階）	第4・8・9・11・20・24・27・57・59・68・73・75・84・86・90・91・93・100・107・110・113・118・121・128・129・138・144号住居跡など。	内環濠（A溝）・外環濠（B溝）形成期。条濠（C溝）は時期を決定づける遺物は確認されていないが、同時期と推定される一部で遺物投棄・埋没が始まる。
下戸塚式中段階新期 （久ヶ原口式新段階）	第5・10・12・14・16・30・42・44・50・51・52・58・63・69・77・78・88・92・95・130・132・142・146号住居跡など。	機能終了期。一部で遺物投棄継続。内環濠（A溝）上に50・51号住居、外環濠（B溝）上に30・63号住居が構築される。
下戸塚式新段階古期	第19・62・101号住居跡	埋没期
下戸塚式新段階新期 （久ヶ原口式新段階）	第23・96・104・109・114号住居跡	



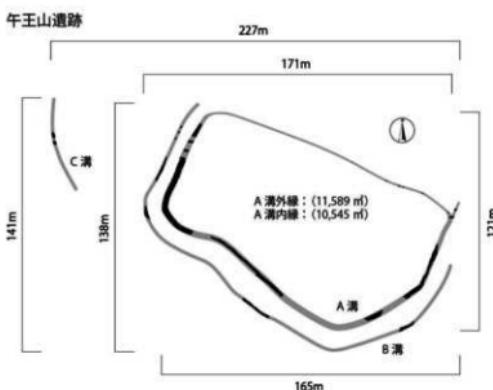
第23図 午王山遺跡時期別住居分布図（下戸塚式期（中段階古期））

※色塗り箇所が下戸塚式期（中段階古期）の住居跡と環濠



3条の溝の存在（第23図・第24図）

牛王山遺跡では3条の溝が検出されており、『牛王山遺跡総括報告書』では内側から順にA溝・B溝・C溝と命名されている（第23図、第24図）。いずれも、断面形状はV字状をなす。A溝は牛王山頂部の平端面を中心に設置され、集落内の多くの竪穴住居を取り囲み周しているようである。B溝はA溝の外側に並行するように掘削されたやや幅の狭い溝で、遺跡北端の崖で東西ともに途切れる。A・B溝間の間隔は最も狭い箇所で7m程度、広い箇所では12m程度である。C溝は牛王山の西端の緩傾斜部を南北方向に走るもので、条濠と呼ぶべきものである。



第24図 牛王山遺跡の環濠規模
(『牛王山遺跡総括報告書』第225図より抜粋)

環濠の掘削と埋没時期

環濠は下戸塚式中・古期（久ヶ原Ⅱ式古段階併行）の集落開始期に、牛王山の最高所を意識し計画的に掘削された可能性が高い。各溝の概要是以下のとおりである。

A溝：消失部を含む検出推定長は約775m、最大幅3.2m、最大深1.7mである。

B溝：消失部を含む検出推定長は約790m、最大幅1.8m、最大深0.95mである。

C溝：検出部分に限ってみると、長さ7m、最大幅1.8m、最大深1.2mである。

A溝とB溝は、相互の平面上での配置関係を見る限り、ある時点では共に機能した二重環濠の時期があったことは間違いない。C溝はB溝との間隔は約60mを測り、独立丘の西端で傾斜が緩くなる尾根筋を断ち切る条濠の役割を果たしていたことは推察できるが、造営期間は特定できない。

A溝とB溝が機能していた期間は下戸塚式中・古期に限定できるようである。中・新期にはA溝上に第50号住居跡・第51号住居跡、B溝上に第52号住居跡が、新期には第62号住居跡が溝上に貼り床して構築されており、環濠としての機能が失われたのちにも集落が存続したことが確認できる。体裁の整った二重環濠という姿を保っていた時期は、下戸塚式中期（久ヶ原Ⅱ式併行）中のある時点までに限定されるようである。進出時に先住集団に対する防御機能として敷設された環濠は、周辺に抵抗勢力が存在しないことが認知された段階で緊張状態が解け、その結果として埋没が始まったと推定する考え方もある。



写真8 環濠A溝とB溝（第4次調査）



写真9 午王山遺跡7次調査 環濠断面写真

環濠の付帯施設

環濠の付帯施設として通常考えられるのは、土壙や木柵、あるいは橋などの存在である。午王山遺跡では、これらを復元する遺構や土層堆積は確認されていない。しかし、環濠が存続した時期の竪穴住居跡は内環濠であるA溝からおよそ5m以上離れた内側に構築されていることから、空間的な規制が及んでいた可能性や、掘削排土を簡単に盛る行為がなされた可能性は残る。また、多重環濠を持つと仮定した場合、内環濠（A溝）と外環濠（B溝）との間に土壙が構築されたとの想定もできるが、その痕跡は見出せず確証は得られない。

木柵は土壙上に構築されたならば痕跡は残らず、平坦部ならば並列ピットが残るはずだが検出されていない。環濠の内外を行き来する施設としては土橋や木橋が考えられるが、橋脚の存在を想定させる溝内の柱穴状ピットなどは見出されていない。入口施設が想定できるのは、西側の条濠（C溝）と50mの空間を隔てた外環濠（B溝）・内環濠（A溝）を結ぶラインで、再調査も含めて引き続き検討していく必要がある。

集落内の遺構

環濠内の遺構は竪穴住居跡のみで、竪穴住居跡以外の諸施設は確認されていない。

東海地方東部の系譜を引く下戸塚式期の竪穴住居跡の平面形態は橢円形ないしは小判形で、炉は基本的に1箇所で火皿式

（写真11）が多い。炉の位置も主柱穴間の内側にあり、長野系である前代の岩鼻式の住居形式とは相違が目立ち、文化的系統差が明瞭である。



写真10 下戸塚式期の住居跡



東海東部系の遺物として午王山遺跡を特徴付けるものに、銅鐸形土製品3点がある（第18図）。同じく銅鐸形土製品2点が検出された向山遺跡例も含めて、稚拙ながら東海地方西部の三連式銅鐸を模倣しており、小銅鐸の儀礼の意味を知っていた者の製作に他ならないとされている。小銅鐸を用いた祭祀儀礼を行う場はどこか。倉庫跡と考えられている高床建物跡も確認されていない。高床倉庫は彼らの生存を担保する食料貯蔵庫であり、農耕儀礼とも関わる施設である。

祭祀儀礼を行うための「広場」の存在や食糧貯蔵施設としての「掘立柱建物跡」の存在の有無など、今後も継続して検討していく必要がある。



写真11 火皿式炉（粘土を敷き固めた炉）

集落域と墓域

午王山遺跡では、環濠外の東南域舌状地形部に5基の方形周溝墓が検出されている。方形周溝墓は四隅の切れる形態的に古いタイプのものと全周する可能性があるものが存在し、第2号方形周溝墓には中・後期の土器が、第3号方形周溝墓では後期の土器がみられる。ただし、遺構確認面の搅乱が顕著で、耕作による削平もあることから、遺構構築時の形態は不明というべきである。環濠集落との位置関係から、環濠存続期の集落と合致する段階に構築されたと見るのが状況的にも合うと思われる。

環濠埋没後の集落

環濠がほぼ埋没した下戸塚式新期では、数軒の住居跡が営まれる状態となっており、下戸塚式新段階新期をもって午王山遺跡における集落の営みは終焉を迎える。この段階では、白子川流域の和光市吹上遺跡、柳瀬川流域の富士見市南通遺跡、荒川低地を隔てた大宮台地西端部でもさいたま市中里前原遺跡などの集落造営が開始される。いずれも環濠集落であり、長期存続する。拠点集落としての午王山遺跡は、その役割を終えるのである。

その他の課題

午王山遺跡にはこれまでの発掘調査では明らかとなっていない点が残っている。居住民の生活に必要な飲用水の確保や水田・畠など耕地がどこにあったのか。また農耕以外の食料獲得手段（堅果類採集・狩猟）の場である斜面林をはじめとする生態環境はどのようなものであったのか。そして低地帯における淡水漁労の場や水上交通を裏付ける運河（溝状遺構）や船着場がどこにあったのかなど、現時点では明らかではないことは多い。今後も継続した調査研究によって、午王山遺跡の実態を明らかにしていく必要がある。

第1節 午王山遺跡の本質的価値

午王山遺跡は弥生時代後期の関東地方を代表する集落遺跡である。午王山遺跡の特徴は、『午王山遺跡総括報告書』によって次の6点が示されている。

- ① 荒川（旧入間川）低地に臨む独立丘に立地する、主に弥生時代後期の集落遺跡であり、中央平坦部の居住域と東縁辺部の墓域からなる集落の全容が把握できる。
- ② 弥生時代中期後半から後期後半までの集落で、後期中葉前後に位置付けられる環濠を持つことから、集落の変遷と環濠の関係がつかめる。
- ③ 集落を囲むように3条の溝が設けられており、関東地方では類例の少ない多重環濠を持つ集落である可能性が高い。
- ④ 弥生時代後期の土器には、南関東系の久ヶ原式、長野系の岩鼻式、東海東部系の菊川式の3系統がみられ、遠隔地との交流や往来が確認できる。
- ⑤ 竪穴住居跡の平面形態、柱穴、炉の特徴、銅鐸形土製品や銅剣の出土など、遺構や土器以外の遺物からも遠隔地との交流がつかめる。
- ⑥ 以上のことから、弥生時代後期の関東地方を代表する集落遺跡のひとつであるとともに、荒川流域を中心として関東地方の弥生社会を解明する鍵となり得る遺跡である。また、弥生時代後期における広域にわたる交流と、地域間関係の再編過程が把握できる。

これらの6点の特徴を踏まえ、午王山遺跡の本質的価値を次のとおりまとめると。

◎ 独立丘に営まれた集落

午王山遺跡は武藏野台地の北縁にあたり、荒川（旧入間川）低地に臨む独立丘に立地する。標高は24mで低地との比高は18mである。

主に弥生時代後期の集落であり、独立丘上の平坦部全面に継続して集落遺跡が営まれていたことが明らかとなっている。弥生時代後期の一時期には丘の上に広がる集落を囲うように二重の環濠が設けられた時期があったことや、その環濠が役割を終えた時期があったことを把握することができるなど、独立丘という地形を利用して集落が継続して展開していたことを把握することができる。

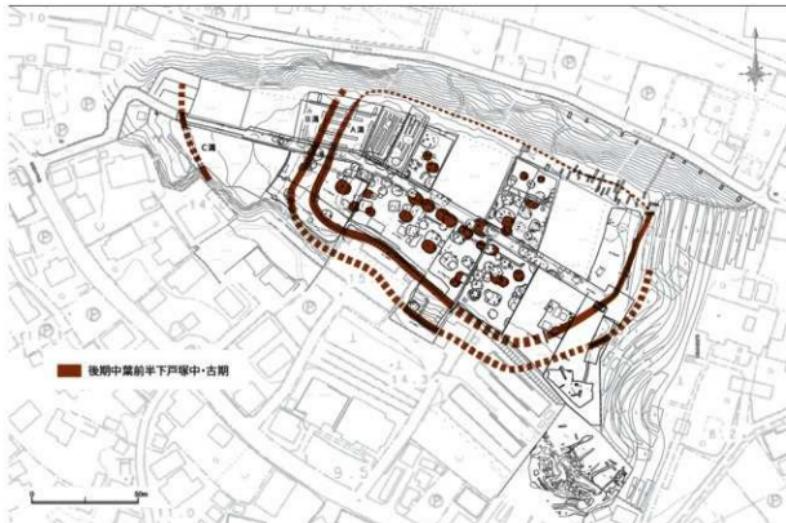
関東都市部にあって開発の波にさらされながらも、遺跡の立地する独立丘はその姿をよく残しており、集落の立地状況がよくわかる遺跡である。



写真12 午王山遺跡空中写真

◎ 関東では類例の少ない多重環濠集落

牛王山遺跡は集落を囲うように内側と外側にほぼ一定の間隔を保って並行して掘削されている2条の環濠（A溝・B溝）と、西側の尾根筋に外部からの侵入を断ち切るように設けられている条濠（C溝）が確認されており、関東では類例の少ない同時性が確認できる多重環濠集落である。また、環濠は弥生時代後期中葉前半に掘削され、後期中葉後半には埋没していたと考えられており、環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなっていることから、環濠と集落の関係がうかがえることも大きな特徴である。

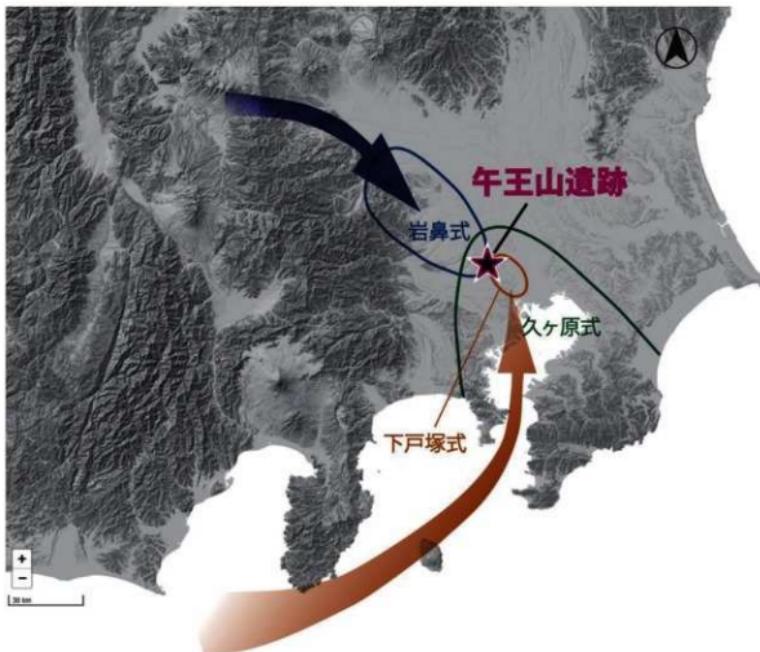


第25図 牛王山遺跡時期別住居分布図（下戸塚式中・古期）

◎ 遠隔地との交流

午王山遺跡から出土した弥生時代後期の土器には、東京湾岸系の久ヶ原式土器、長野系の岩鼻式土器、東海東部系の下戸塚式土器という異なる系統の特徴を把握することができる(第26図)。午王山遺跡は南関東に広がる東京湾岸系の久ヶ原式土器が分布する地域でありながら、長野地方の北からのルートと東海地方からの南からのルートの結節点に位置していたことが確認でき、遠隔地との交流や往来があったことがわかる。

また、土器だけではなく、竪穴住居跡の平面形態・柱穴・炉など遺構の特徴や、銅鐸形土製品や銅鋌などの遺物の特徴からも遠隔地との交流がつかめる。特に銅鐸形土製品は3点出土しており、いずれも東海地方西部の三遠式銅鐸を模倣していると考えられている。これらのことから、様々な地域との交流や往来があったことがわかる遺跡である。



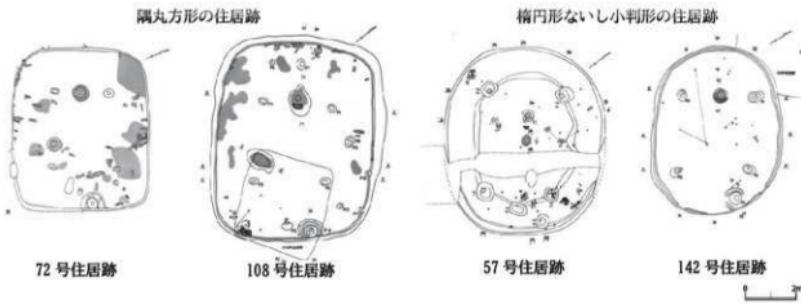
第26図 午王山遺跡と土器分布域概念図

◎ 壺穴住居跡の平面形態の変遷

壺穴住居跡は弥生時代中期後葉から後期前葉・中葉の約150棟が検出されている。これらの壺穴住居跡の平面形態は大きく「隅丸方形」と「楕円形又は小判形」2種類の形に分けることができる（第27図）。

岩鼻式土器が出土する住居跡はほとんどが「隅丸方形」であることを特徴とする。それに対し、東海地方東部の系譜を引く下戸塚式土器が出土する住居跡は「楕円形ないし小判形」である。また、炉の形状を見ると、岩鼻式土器の出土する住居跡の炉は複数の地床炉であることが確認できること対し、下戸塚式土器が出土する住居跡の炉は火皿式炉（写真11）が主体であることなど、文化的な特徴を確認することができる。

このように、住居跡の平面形態から遠隔地の特徴や集落の変遷を追うことができることも牛王山遺跡の特徴の一つである。



第27図 住居平面形態の代表例

第2節 構成要素の特定

（1）史跡を構成する諸要素

史跡牛王山遺跡の構成要素を特定し、それらと本質的価値の関係について以下のとおり分類して整理する（第7表）。

①本質的価値を構成する諸要素

牛王山遺跡の史跡指定地及び今後保護を要する地域における構成要素について、本質的価値を有する要素を整理した。

②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡指定地及び今後保護を要する地域における構成要素について、本質的価値を取り巻く環境を形成している要素を整理した。

③史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する諸要素

史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する要素について整理した。



第7表 史跡の構成要素一覧

分類			内容	構成要素
今後保護を要する範囲 史跡指定地内	本質的価値を構成する諸要素	立地環境	○独立丘上の立地	○立地 ・荒川（旧入間川）低地上に望む独立丘 ・良好な景観
				○独立丘上に營まれた集落 ・独立丘上の集落、住居跡
		弥生時代の集落	○独立丘上に營まれた集落 ○関東では類例の少ない多重環濠集落	○環濠集落 ・多重環濠 ・条濠 ・環濠に囲まれた集落、住居跡
			○遠隔地との交流 ○堅穴住居跡の平面形態の変遷	○墓域 ・環濠によって隔てられた方形周溝墓群
				○土器 ・宮ノ台式土器 ・久ヶ原式土器（南関東系） ○墓域 ・岩鼻式土器（長野系） ・下戸塚式土器（東海東部系） ○土製品 ・刺繡形土製品 他 ○青銅製品 ・劍劍
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡の歴史的環境を補完する要素	○古墳時代の集落 ○奈良・平安時代（新羅郡・新座郡内）の一集落跡	○集落 ・住居跡 ○土器 ・土師器 ・須恵器
			○周知・啓発を狙う施設・設備 ○保存に必要な設備	○史跡説明板 ○境界標 ○囲い（柵）
		その他の要素	○自然環境	○地質学的露頭 ○樹林帯
			○建築物、耕作地、道路、地下埋設物等	○建築物 ・住宅、神社 ○耕作地 ・畑 ○道路 ○地下埋設物 ・電柱、下水道 ○生活施設 ・ごみ置き場
				○墓域 ・火葬跡 ○土器 ・かわらけ ○石造物 ・板碑、宝鏡印塔
周辺地域を構成する及び要素	史跡の歴史的環境を補完する要素	中世の墓域・板碑群 出土地	○中世の火葬墓跡 ○中世の板碑	○寺社 ○文化財・歴史的資料
				○寺社 ○指定文化財、吹上貝塚、長屋門等
	史跡の自然環境を補完する要素	環境を構成する要素	○自然環境 ○景観	○自然環境・景観 ・豊かな自然 ・河川と湧水



(2) 史跡を構成する諸要素の概要

①本質的価値を構成する諸要素の概要

		構成要素の概要
立地環境	<ul style="list-style-type: none"> ○独立丘上の立地 荒川低地を望む独立丘 良好な景観 	 <p>午王山遺跡周辺の景観</p>
弥生時代の集落	<ul style="list-style-type: none"> ○弥生時代後期に継続して営まれた集落 独立丘上の平坦部全面に継続して展開されていた集落 環濠集落の成立から廃絶を追うことができる ○関東では類例の少ない多重環濠集落 同時性が確認できる多重環濠 <p>【遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落を囲む2条の環濠と条濠 環濠に囲まれた集落、住居跡 環濠によって隔てられた方形周溝墓 	  <p>午王山遺跡</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔地との交流 <p>【遺物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南関東系（久ヶ原式）、長野系（岩鼻式）、東海東部系（下戸塚式）の3系統の土器 銅鐸形土製品、青銅製品 等 	 <p>午王山遺跡出土遺物</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○竪穴住居跡の平面形態の変遷 <p>【遺構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居跡（岩鼻式：隅丸方形） 住居跡（下戸塚式：楕円形ないし小判形） 	 <p>第6次調査会場 弥生時代の住居跡</p>



②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

		構成要素の概要
古代の集落跡	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の歴史的環境を補完する要素 弥生時代以外の歴史的環境を補完する集落 <ul style="list-style-type: none"> 【遺構】 古代（古墳時代、奈良・平安時代（新羅郡・新座郡）の住居跡 【遺物】 土師器、須恵器 	 古代の住居跡
保存・活用のために必要な施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○周知・啓発を担う施設・設備 史跡説明板 ○保存に必要な設備 境界杭（柵） 	 説明板
環境を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境 地質学的露頭 広葉樹林帯 	 斜面地の自然
その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物、耕作地、道路、地下埋設物等 <ul style="list-style-type: none"> 【建築物】 住宅、神社 【耕作地】 畑 【道路】 市道 【地下埋設物】 電柱、上下水道管 【生活施設】 ごみ置き場 	 住宅・畑など



③史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する要素

構成要素の概要	
史跡の歴史的環境を補完する要素	<p>○中世の墓域、板碑群出土地 【遺構】 火葬墓 【遺物】 板碑、かわらけ等</p> <p>○周辺の寺社・文化財 【寺社】 金泉寺、満願寺他 【文化財・歴史的資料】 吹上貝塚、長屋門等</p>
史跡の自然環境を補完する要素	 <p>午王山遺跡第1次調査 出土板碑群</p>  <p>吹上貝塚</p>  <p>午王山遺跡の北側を流れる 荒川・新河岸川</p>



午王山遺跡の現状と課題

第1節 保存（保存管理）

（1）現状

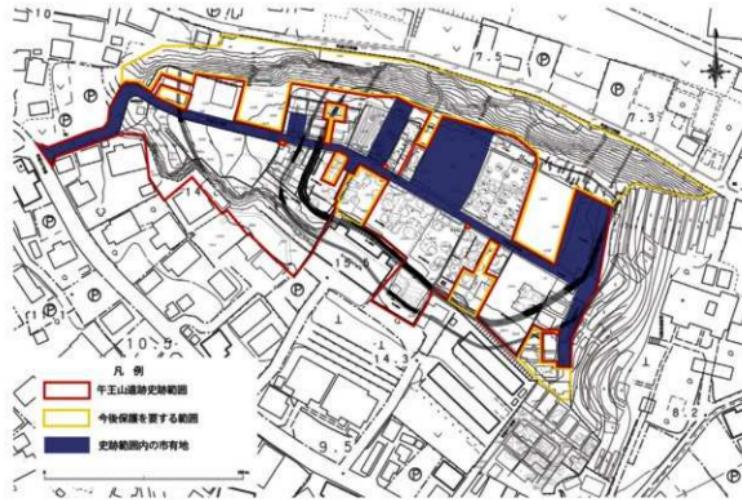
午王山遺跡は独立丘上の全面に弥生時代後期の集落が展開していたことが本質的価値の一つである。午王山遺跡の本来保護を要する範囲は約26,000m²であり、令和3年度現在で所有者の同意を得た上で史跡として指定された面積は15,765.60m²である。そのうち市において公有地化した土地については、4,255.7m²となっている（第28図・令和3年3月末日現在）。

史跡指定地内は市が史跡の保存管理団体の指定を受けており、史跡地内の現状の保存、遺構・遺物の保護に当たっている。史跡指定地内の土地利用の状況は、史跡地を東西に横断する市道と公有化された史跡地、そして住宅地や耕作地などの民有地である。また、今後保護を要する範囲の土地利用状況は民有の住宅地や耕作地が多い。

史跡の立地する独立丘の北側斜面は「土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）」と「午王山特別緑地保全地区（都市緑地法）」に指定されている。南側斜面については、「土砂災害特別警戒区域」には指定されていないものの、旧地形を掘削した崖面となっている。

また、市教育委員会は遺跡の適切な保護を行うため、午王山遺跡自体に関して継続した調査・研究を行っている。

（2）課題





①史跡の保護と保存方針の明確化

牛王山遺跡は独立丘上の全面に弥生時代集落が営まれており、地下構造とともに丘全体の保存と良好な景観の保護が必要である。そのためには、今後保護を要する未指定地について所有者の同意を得た上で追加指定の措置を執る必要がある。また、史跡の保護を目的とした公有地化については、地権者の理解を得ながら長期的な視野に立って取り組む必要がある。また、市は公有地化した土地や出土遺物などを適切に維持・保存していく必要がある。

②斜面の安全対策等

独立丘の北側斜面は「牛王山特別緑地保全地区」に指定されている一方で、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。そのため、史跡の崩壊を避けるために、斜面の土砂災害対策等の措置を関係部局・関係機関と連携して取り組む必要がある。また、南側斜面についても崖面となっており、盛土等を検討する必要がある。

③地元住民との共存

牛王山遺跡には多くの居住者、営農者がいる。居住者、営農者をはじめとした地元住民の生活に十分に配慮し、史跡の保護・活用・整備について理解を得ながら共存していく必要がある。

④調査・研究

牛王山遺跡の本質的価値を後世に伝えていくためには、継続した調査研究が不可欠である。また、調査研究の成果を積極的に発信し、史跡の保護に理解を得ていく必要がある。しかし、現状では専門職員の人数が十分ではなく、調査・研究体制には課題が残る。

第2節 活用

(1) 現状

牛王山遺跡は現状では未整備であるが、未整備の現在でも現地見学に訪れる方がいるため、史跡の理解を補助するために説明板を設置している。

現状で行っている牛王山遺跡を活用した事業としては、生涯学習事業として市民大学講座、子ども大学、図書館講座等において牛王山遺跡を知ってもらうための講座や現地フィールドワークなどがある。

学校教育では、学校からの求めに応じて、遺跡の現地見学会などを通じて子どもたちに牛王山遺跡を理解してもらうための講座を行っている。しかし、牛王山遺跡から遠い学校の児童・生徒は現地に訪れることが難しい。また、教員に牛王山遺跡を周知する機会は現状ではなく、



写真13 小学校の牛王山見学





また副読本に牛王山遺跡の記載がないことなどから、学校教育において牛王山遺跡が十分に活用されているとはいえない。

牛王山遺跡出土遺物については、和光市には常設展示施設がないため、文化財保存庫に保管はしているが十分な活用ができているとはいえない。

市内・外への情報発信や周辺文化財との連携については、和光市デジタルミュージアム「歴史の玉手箱 れきたま」で牛王山遺跡の紹介を行っているほか、「ふるさとガイドマップ」や、牛王山遺跡を紹介するパンフレットの作成を行っている。



写真14 牛王山遺跡の案内リーフレット



写真15 埼玉県指定文化財の弥生土器（一部）

（2）課題

①生涯学習の場での活用

史跡がより理解されるように、市民の求めに応じる各種講座や現地説明会、シンポジウムや講演会等のソフト事業は、より充実した内容として継続していくことが必要である。

②学校教育での活用

市内の子どもたちが地元の史跡をより理解することができるようにするため、出前授業等を充実する必要がある。また、牛王山遺跡を理解するための教材の検討をしていく必要がある。

③出土遺物の活用

常設展示施設がないため、出土遺物の活用が十分ではない。そのため、ガイダンス施設等がない現状では、企画展やミニ展示の開催など、出土遺物を展示する機会を検討する必要がある。

④情報発信の充実や周辺文化財との連携

未整備の現状では、牛王山遺跡の現地を訪れた方への情報提供が十分とはいえない。そのため、史跡に関する情報発信の充実が必要である。

また、牛王山遺跡を訪れる人が市内の他の文化財や歴史資料などと関連して理解することができるよう、周辺文化財等との連携を視野に入れる必要がある。





第3節 整備

(1) 現状

現状では市の公有地面積は十分ではないため、整備に関する基本計画は策定されておらず、史跡公園としての整備をするに至っていない。これまでに行った試みとして、地中に埋まっている遺構を理解できるようにするため、公有地の一部に簡易的な杭により竪穴住居の遺構表示を行っているが、十分とはいえない。

午王山遺跡は史跡として理解するためのガイダンス施設・常設展示施設がなく、付近にはトイレや休憩所といった便益施設もない。また、付近には民営のバス停はあるものの、駐車場や駐輪場が付近にないため史跡への交通アクセスは十分ではない。さらに、午王山遺跡の立地する丘は急斜面であり、足の不自由な方などが丘上に上ることは難しい。



写真 16 遺跡の市有地に設置された説明板

(2) 課題

①本質的価値の顕在化と段階的な整備

整備に当たっては午王山遺跡の本質的価値を顕在化する必要がある。しかし、現状では民有地が多く、公有地化は長期に及ぶ。そのため、全てを公有地化してから整備を行うのではなく、公有地化の状況に合わせた段階的な整備が必要である。

②情報提供の場の整備

午王山遺跡を理解するためには、出土遺物等の情報を整理して公開する必要がある。しかし、和光市には常設展示施設がなく、県指定文化財に指定された出土遺物を含め、多くの資料を公開することができていない。そのため、史跡整備に当たっては、ガイダンス施設など午王山遺跡の情報を提供する場を整備する必要がある。

③わかりやすい整備

午王山遺跡の特徴である弥生時代の集落としての姿を理解できるようにするため、遺構の明示や復元などが必要である。また、子どもたちが理解できるようにするため、弥生時代の暮らしを体験できるような工夫等が必要である。



④住民と景観への配慮

牛王山遺跡には住宅や耕作地があり、整備に当たっては居住者や営農者等への配慮が必要である。また、牛王山遺跡の良好な景観を保全するため、景観に配慮した史跡整備が必要である。

⑤便益施設の整備とアクセス手段への配慮

史跡付近にはトイレや休憩所、駐車場などの便益施設がない。そのため、様々な見学者等に配慮した便益施設、それに伴う設備の設置など、見学環境を整備する必要がある。なお、牛王山遺跡は丘上全体に集落が展開していることから、便益施設の設置場所は検討を要する。

また、牛王山遺跡は和光市駅から離れているため、自動車や自転車、徒歩等でも訪れやすいように案内標識の整備やレンタルサイクルの活用など、交通アクセスの手段を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

(1) 現状

国史跡牛王山遺跡は、和光市が文化庁から管理団体としての指定を受け、市教育委員会生涯学習課が維持管理・整備を担当している。しかし、現状において生涯学習課には専門職員をはじめとした職員配置が十分ではない。

牛王山遺跡における諸課題については、生涯学習課単独で解決することは困難である。そのため、文化庁・埼玉県による指導・助言に加え、必要に応じて市役所内の関係部署と連携を取りながら対応している。

史跡地内の牛王山特別緑地保全地区の管理については、地域の方々の協力を得ながら管理に当たっており、中でも「新倉牛王山の会」の方々や付近の和光高等学校にご協力いただいている。

(2) 課題

①組織体制の充実

牛王山遺跡の維持管理や活用、そして将来的な史跡整備を行うためには、専門職員の増員や組織体制の充実が必要である。

②関係者・関係機関等との連携

牛王山遺跡を適切に維持管理し、様々な課題に対応するためには、文化庁や埼玉県、関係諸機関と連携していくことが必要である。

③地域住民・市民との協働

史跡の適切な維持管理や活用のためには、地域住民をはじめとした市民の理解と協力が不可欠である。市民やボランティア、NPO団体等と市が連携・協働し、牛王山遺跡と一緒に支えていくことができる体制づくりが必要である。



第1節 方向性

史跡午王山遺跡は国民共有の財産であることを前提に、史跡の本質的価値を適切に保存・管理し、未来に向けて確実に継承していく必要がある。

また、史跡としての活用を図るとともに、史跡の本質的価値を顕在化させ、地域の核となるような整備を目指す必要がある。

さらに、保存・活用・整備の諸課題に対応するため運営・体制の整備充実を図る必要がある。

これらのことと踏まえて、午王山遺跡の保存活用にかかる基本方針は以下のとおりとする。

第2節 基本方針

<保存>

- 午王山遺跡が立地する独立丘やそれを取り巻く自然環境、歴史環境を一体的に保全する。
- 保護を必要とする範囲については、土地所有者の理解を得ながら追加指定を進める。
- 史跡指定地については、長期的な視野を持って土地所有者の理解を得ながら公有地化を進める。
- 住民の理解を得ながら共存していく。
- 繼続した調査・研究を行い、成果を積極的に発信していく。

<活用>

- 生涯学習や学校教育の場で午王山遺跡の価値を伝えていく。
- 出土遺物の活用を検討するため、企画展等による展示の機会を設ける。
- 市内・外に午王山遺跡を含めた市内の文化財の価値と魅力を情報発信する。

<整備>

- 史跡の本質的価値を顕在化させる整備を行い、地域の核・市民の憩いの場として利用される史跡公園化を目指す。
- 午王山遺跡の理解を深めるためのガイダンス施設を設置するなど、様々な学習活動が展開できる場としての整備を行う。
- 整備は段階的に行うものとし、住民生活や景観に配慮する。
- 市内・外から来訪者が訪れることができるよう、見学環境を整備する。

<運営・体制の整備>

- 午王山遺跡の維持管理・史跡整備に対応できるよう組織体制の充実を図る。
- 文化庁や埼玉県、関係諸機関と連携して適切な保存・活用・整備に取り組む。
- 地域住民、市民、ボランティアやNPO団体と連携・協働して午王山遺跡を支えていくことができる体制の構築を目指す。

史跡の保存（保存管理）

第1節 保存の方向性

史跡牛王山遺跡の本質的価値を確実に保存するために、弥生時代の集落が立地する独立丘全体の保存を目指すものとし、遺跡の保存に関して地区区分を行うことで適切な維持管理・保存方法を示す。また、地区区分別に史跡に影響を及ぼす現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、史跡の周辺も含めて史跡に配慮した景観形成を図って行く。

土地所有者や権利関係者の理解を得ながら、史跡の追加指定と公有地化を長期的な視野を持って進める。

さらに、史跡の継続した調査・研究を行い、その成果を発信することで史跡の保護に関する理解を得られるように努める。

第2節 保存管理の方法

（1）史跡指定地の地区区分（第29図）と取扱方針

史跡指定地（A区）、指定地外にあって今後保護を要する地区（B区）、周知の埋蔵文化財包蔵地地区（C区）、景観の保存が望ましい地区（D区）に区分し、それぞれの地区ごとの取扱方針を示す。



第29図 地区分図

（※史跡の追加指定の状況等により区域は変動する）

① A区取扱方針及び取扱基準（第8表・第12表・第13表）

A区は文化財保護法に基づき史跡指定された地区であり、土地所有者の理解と協力のもとに史跡として適切に維持・管理される必要がある。そのため、A区内は原則として史跡の保存・活用・整備を目的とするもの以外は現状変更を認めないものとし、やむを得ず「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官などの許可が必要となる。なお、住宅地・事業所の敷地内において行う遺構に影響を与える恐れのない日常生活に必要で軽微な行為（日常的な維持管理）や、現在営農している畑等の耕作で現在の状況を継続する場合（ゴボウなどの深耕する農作物栽培、土壤改良目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く）は、現状変更等に当たらない行為である。

市はA区内の適切な保存管理を行うとともに、民有地については土地所有者の理解を得ながら公有地化を推進するものとする。

第8表 A区取扱方針

項目	取扱方針
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備は、史跡の本質的価値を損なわないよう進める。 ・整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で現状変更を認める。 ・史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値を高め、その本質的価値を損なわないこととする。
土地の改变	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認める。
建築物 住宅、物置 など	<ul style="list-style-type: none"> ・新築は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもので、小規模な建築物は、地下遺構に影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。 ・既設建築物がある敷地内で、新たに地下遺構に影響を与えない範囲で、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない増・改築は認める。 ・補修は、維持管理（日常的な管理、簡易的な補修等）上必要な場合で、史跡に影響のない範囲のものに限り認める。 ・建築物の除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。
工作物 電柱、道路標識、ガードレール、側溝、橋、門、塀、説明板、遺構等 展示物など	<ul style="list-style-type: none"> ・新規工作物の設置は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、小規模かつ遺構に影響のないものはこの限りではない。 ・改修は、維持管理上必要な場合で、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。 ・工作物の除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。

道路	道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わる維持管理上必要な道路の新設、移設、拡幅と、既設道路の修繕、補修は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した場合に限り認める。
埋設設備	電気、給水、雨水、排水、汚水など	<ul style="list-style-type: none"> 新設は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わるもの及び維持管理上必要なものはこの限りではない。 ・遺構への影響がある改修は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した場合はこの限りではない。 ・史跡整備に伴う移設・除却は、遺構への影響が最低限となる範囲で検討する。
樹木	高木、中低木、地被など	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の植栽、補植は、遺跡の価値を保全または高めるもので、当時の自然環境に則したもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。 ただし、住宅地・事業所の敷地内において、地下遺構に影響を与える恐れのない草花の植栽はこの限りではない。 ・根の伸張により遺構への影響を与える恐れがある樹木は伐採・伐根を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与える恐れがあるものは認めない。 ・整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。

②B区取扱方針（第9表）

B区は、今後将来にわたって保護を要する区域である。土地所有者等からの理解を得ながら、引き続き史跡の追加指定に理解を得て、公有地化を目指すものである。

開発等の行為に対しては、史跡に準じた取扱とし、積極的に保存を図るものである。

第9表 B区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、耕作地、急傾斜地など	<ul style="list-style-type: none"> 所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有地化を図る。 独立丘北側の急傾斜地については、土地区画整理事業との調整を図り、斜面地の防災措置を図った上で、追加指定を目指す。 開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、文化財保護法第93条・94条による通知及び届出により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。 その上で、必要に応じて試掘・確認調査を行い、遺構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。その際、追加指定、公有地化についても協議を行う。 ・原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、遺跡の内容究明のための発掘調査についても必要に応じて実施する。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保持に関する協力を求める。

③C区取扱方針（第10表）

C区は、史跡が立地する独立丘を囲む周辺地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する。地区内には史跡と関連した遺構や遺物が存在する可能性があり、調査等で遺構や遺物が発見された場合は、その取扱は史跡との関連性を踏まえて検討する必要がある。

第10表 C区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、寺院墓地、道路、崖線など	<ul style="list-style-type: none"> 周知の埋蔵文化財包蔵地に当たるため、開発行為等の土木工事について、文化財保護法93条・94条の届出・通知が必要となる。 また、調査の結果史跡に関連する遺構等が発見された場合は、その保存について協議を行う。 史跡の本質的価値を損なわないよう景観の保全に協力を求める。

④D区取扱方針（第11表）

D区は、屋外広告物等の規制により景観保全が望ましい区域であり、その範囲は牛王山遺跡が立地する独立丘の裾から概ね100mの周囲とする。牛王山遺跡の周辺は、北側の市街化調整区域を除くと宅地化が進んでいる。しかし、独立丘からの眺望が良く、また低地側からは独立丘の姿が確認できるという立地は牛王山遺跡の特徴の一つであり、今後もこの景観の保全を図ることが望ましい。また、宅地化されている地域についても、屋外広告物や高層建物などで史跡の視認性を妨げることは望ましくないため、史跡と調和した景観が維持できるよう関係者・機関に理解と協力を求める。

第11表 D区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、耕作地など	<ul style="list-style-type: none"> 牛王山からの眺望や独立丘の景観を保つため、開発に際しては建物の高さ等への配慮を求める。 史跡の本質的価値が損なわれないよう、屋外広告物の規制など、遺跡周辺の景観への配慮を求める。

第12表 A区現状変更許可申請区分と内容

許可申請区分と関連法		行為の内容	想定される行為の例
文化庁長官 文化財保護法 第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築及び除却 ・既存の建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物の増・改築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査（遺跡の保存・史跡整備のための発掘調査） ・その他、文化財保護法第125条ただし書及び文化財保護法施行令第5条4項に規定するものを除く現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増・改築 ・切土、盛土などを伴う土地改変 ・史跡整備のための植樹 ・遺跡の保存目的の発掘調査 ・史跡整備に伴う作物の設置
和光市教育委員会 文化財保護法 施行令第5条 第4項	軽微な現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増・改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） ・道路の舗装若しくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置・改修 ・電柱、電線、ガス管、水管・下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度を超えないもの） ・木竹の伐採 ・建築物等（設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）の除却 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置 ・既存フェンスの改修 ・既存道路の舗装や修繕 ・史跡の標識、説明板、境界標、囲いその他施設の設置、改修 ・既設のガス管、水管の差し替え ・景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採（抜根等土地の改変を伴わないもの） ・住宅の除却

申請不要	文化財保護法 第125条 ただし書	維持の措置 (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡がき損している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等 ・史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその原状に復するとき。 ・史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・史跡がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の損壊箇所への盛土による保護や土のうの設置など
		非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時、もしくはその発生が予想される場合に緊急的に取られる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れの土砂の除去 ・倒壊した工作物の除去 ・倒木等の伐採・除去 ・地下埋設管の緊急的措置
	現状変更等に当たらない管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理の行為 ・既存建築物・工作物の日常的な維持管理・補修（土地の改変を伴わないもの） ・現在営農している畑等の耕作（ゴボウなどの深耕する農作物の栽培、土壤改良を目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く） ・樹木の維持管理（土地の改変を作わないもの） ・所有地の維持管理（土地の改変を作わないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板の色塗り等の補修 ・簡易な案内板の設置 ・外壁の塗替え、屋根の塗装等 ・資材等の仮置き ・畑の耕作 ・日常的な枝の剪定・除去 ・除草、防草、簡易な草花の植栽など 	



第13表 A区（史跡指定地）における現状変更の取扱基準及び許可区分

項目	取扱基準内容	備考	許可権者
建築物	新築	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもので、小規模な建築物は、地下遺構に影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認める。	文化庁
増築・改築	既設建築物がある敷地内で、新たに地下遺構に影響を与えない範囲で、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない増・改築は認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
		設置期間が2年を超えない小規模なもの	市
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕）は許可を要しない。	
工作物	除却	遺構への影響を最小限度にとどめる形で認める。	文化庁
		市の許可区分に合致しないもの	
	設置	建物から50年を経過していない小規模なもの	市
		原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、小規模かつ遺構に影響のないものに限り認める。	文化庁
		土地の掘削を伴わないもの	市
	改修	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
		土地の掘削を伴わないもの	市
		設置の日から50年を経過していないもの	
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕）は許可を要しない。	
	除却	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
		設置の日から50年を経過していないもの	市



植樹・伐採	植樹	新たな植樹は崖線の法面保護や植生復元、史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において地下遺構に影響のないよう図ったものに限り認める。		文化庁
	植栽	草花の植栽は、史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において地下遺構に影響のないよう図ったものに限り認める。		文化庁
	伐採	居住者・事業者が自己敷地内において行う軽微なもの（草花の植栽など）については許可を要しない。		
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したものに限り認める。		市
	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		文化庁
	日常管理	日常的な手入れ（草刈り、支障枝剪定、枯損木や倒木の処理等）で、土地の変更を伴わないものについては許可を要しない。		
土地改變	地形の改变	遺構復元等の史跡整備や、崖の自然崩壊等危険を除去するための地形変更を除き、地形の大幅な変更是原則認めない。（天地返し・盛土・整地など）		文化庁
	維持の措置	史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき、または、き損の拡大を防止するための応急処置をとるときは、許可を要しない。		
埋設設備等	設置	原則として新設は認めない。ただし、史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の設置は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する場合はこの限りではない。		文化庁
	改修	史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の改修は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮することを認める。	規格・規模・位置の変更を伴うもの 規格・規模・位置の変更を伴わないもの	文化庁 市



畑	営農	果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。 現在営農している畠等の耕作（ゴボウなどの深耕する農作物の栽培、土壤改良を目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く）は、現在の状況を継続する限りは、許可を要しない。	地下遺構に影響を与えるもの 果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替え	文化庁
	新設・移設・拡幅	原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。	現在の状態を維持するもの	文化庁
	舗装・修繕	史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合は現状変更を認めるものとする。	土地の形状変更を作成するもの 土地の形状変更を作成しないもの	文化庁 市
道路	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り換えは、許可を要しない。		文化庁
	建築物の新築	史跡の保存・管理・整備・活用に必要な建築物の設置については、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。		文化庁
	工作物の設置	史跡の保存・管理・整備・活用に必要な建築物の設置については、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの 設置期間が2年を超えない小規模なもの	文化庁 市
史跡整備	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採（伐根を伴わないものに限る）は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したうえで、認める。		市
	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画においてのみ認める。		文化庁
	文化財保護法115条第1項及び史跡名勝天然記念物認定等設置基準規則に定められた工作物の設置	史跡整備に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他 の施設及び標柱・説明板などの設置は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。		市



（2）追加指定と公有地化の推進

史跡を適切に保存するためには、史跡の追加指定と公有地化を推進していく必要がある。そのため、B区については地権者の理解を得ながら追加指定を目指す。また、A区・B区は地権者の理解を得ながら長期的な視野に立って公有地化を行う。

（3）史跡としての維持管理と斜面の安全対策

午王山遺跡は独立丘やそれを取り巻く自然環境の一体的な保存が必要である。そのため、除草・防草などの土地の日常的な維持管理を適切に行う。また、県指定文化財を含む午王山遺跡出土遺物は、市が適切に保存・管理を行う。

独立丘という地形的な課題である斜面については、土砂災害特別警戒区域に指定されている北側斜面の安全対策に加えて南側斜面についても盛土等の検討を行う。特に、土砂災害特別警戒区域に指定されている北側斜面については、関連機関・部局と連携して適切な対策を講じる。

（4）地域住民との共存

史跡内には居住する住民や営農者が多くいることから、史跡についての理解を得ながら共存していくことを目指す。そのため、午王山遺跡に関する情報提供を行うとともに、活用・整備に当たっては居住者等の生活に配慮しながら行う。

（5）継続した調査・研究

史跡を適切に保存するためには、地元住民や市民の史跡の保護に関する理解が不可欠である。そのため、史跡午王山遺跡に関して調査・研究を継続して行い、その成果を発信することで史跡の保護に関して多くの方々から理解を得られるように努める。

調査・研究は史跡の整備に関する基礎情報を収集し、午王山遺跡の本質的価値を顕在化する観点からも重要である。調査・研究とは新たな発掘調査を行うだけではなく、これまでの出土遺物等の再検討や理化学的な手法をはじめとした様々な視点からの分析、他自治体所蔵資料との比較検討や情報収集を含むものであり、これらを継続して行うものとする。

第1節 活用の方向性

史跡の活用に関する取り組みは、これまで市民大学等の講座やフィールドワーク、パンフレットの配布等による周知・広報活動等を実施している。

一方で、学校教育の場での活用や出土遺物の活用、そして情報発信ツールの充実等には課題が残る。

午王山遺跡を将来にわたって保護していくには、遺跡の本質的価値や魅力を知り、大切に思う意識の醸成が不可欠である。

そこで、史跡の持つ本質的価値を顕在化し、生涯学習の場・学校教育の場をはじめ、市内はもちろん市外・県外の人にも史跡の価値や魅力を広く伝えていくことを目指し、次節で具体的な活用の方法を示す。

第2節 活用の方法

(1) 生涯学習の場での活用

幅広い世代の方に午王山遺跡を知ってもらうため、これまで行ってきた講座やフィールドワークをより充実させるとともに、市民参加を取り入れながら様々な学習イベント等を企画し、午王山遺跡の魅力を伝える機会をつくる。

さらに、公民館や図書館などの社会教育施設と連携し、午王山遺跡を身近に感じていただけるような講座等を企画する。



写真 17 社会教育施設との連携講座
(図書館下新倉分館)

(2) 学校教育の場との連携

小・中学生に遺跡や文化財の価値や魅力を教えることは、次世代に文化財を継承するために重要なことである。そのためには、学校教育と連携し、午王山遺跡について子どもたちが学ぶ機会をつくっていく必要がある。そこで、市の社会科副読本に午王山遺跡に関する情報を掲載するなど、子どもたちが午王山遺跡を学びやすい環境を整える。また、それ以外にも授業で活用しやすい資料作成を行うとともに、教員への研修機会を設けるなど、学校教育で午王山遺跡を活用しやすくする仕組みの構築を検討する。

さらに、遠方の小・中学生が午王山遺跡の現地に訪れることができるようにするため、送迎バスの利活用を含めた検討を行う。

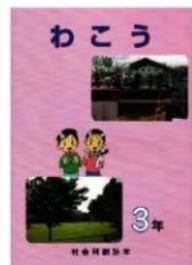


写真 18
社会科副読本「わこう」



(3) 出土遺物の活用

出土遺物を積極的に活用するため、県指定文化財の出土遺物を含めた資料を公開・展示する企画展等を開催する。また、出前講座等の際に土器を持参するなど、講座等においても実物資料を閲覧する機会をつくり、午王山遺跡の魅力を伝えていく。



写真19 出土遺物を活用した講座の様子



写真20 出土遺物の展示
(市民文化センターサンアゼリア 展示ホール)

(4) 周辺の文化財と連携した活用と情報発信

午王山遺跡が広く認知されていくことで、来訪者の知的好奇心の対象は午王山遺跡だけではなく、その周辺に点在する社寺建築や文化財や、地域の歴史文化の成り立ちに影響を与えたと考えられる川や湧水などの自然環境にも波及していくことが期待される。こうした展開は、幅広く文化財を守ることにもつながっていく。これらの点を考慮し、周辺環境との共生・連携を図りながら、和光市の歴史文化における知的探究心のシーズをルートマップ上に展開するため、現行の「和光市ふるさとガイドマップ」の更新等を行う。

また、本格的な史跡整備前であっても遺跡を理解することができるようにするため、和光市デジタルミュージアム「歴史の玉手箱 れきたま」等により広く情報発信を行う。



写真21
和光市デジタルミュージアム 歴史の玉手箱 れきたま



写真22
和光市ふるさとガイドマップ



第1節 整備の方向性

午王山遺跡は史跡公園化等の本格的な整備はこれまで行っていない。そのため、今後は午王山遺跡の本質的価値¹を後世に伝えていくことができるよう、独立丘全体の史跡整備計画を作成し、整備を行う必要がある。

整備は午王山遺跡の本質的価値を顕在化させるものとし、保存を前提としながらも地域の核・市民の憩いの場として利用されるような史跡公園化を目指す。また、午王山遺跡の理解を深めるためのガイダンス機能を持つ施設を設置し、午王山遺跡をはじめとした文化財の情報発信、教育活動、観光やまちづくり²等の拠点となるような整備を行う。

なお、午王山遺跡は民有地が多く、居住者がいることを踏まえ、住民生活や景観に配慮し、整備は段階的に行うものとする。

これらについて、以下のとおり整理する。

(1) 本質的価値を守り、伝える整備

①史跡の保護を前提とした整備

午王山遺跡の本質的価値である弥生時代の遺構や遺物を保存することが重要であり、史跡整備に当たっては、遺構が損なわれないように盛土等の保存対策を施した上で行う。

また、独立丘北側のB区（第6章）は「午王山特別緑地保全地区」に指定されており、都市部において貴重な緑地空間を残している。一方で斜面は急で「土砂災害特別警戒区域」にも指定されている。史跡の崩壊を避けるためにも、土砂対策とそれに併せて樹木の植え替え等を施す。加えて南側斜面についても盛土等の必要性を検討していく。

②独立丘上に立地する弥生時代の集落を体感できる史跡公園化

午王山遺跡は武藏野台地の縁辺部の独立した丘上に立地しており、丘の平坦面ほぼ全面に弥生時代後期の集落が営まれていた。独立丘は標高24mで低地との比高は18mを測り、北側に広がる沖積地の眺望は極めて良い。丘の上に立って、弥生時代の暮らしや営みに想いを馳せられるような史跡公園として整備を行う。

③地域活動の核となることを目指す整備

午王山遺跡の整備に当たっては、市民が親しみを持ち、憩いの場として身近に感じられることを目指す。地域の方々が午王山遺跡を核にしてつながりを持ち、広い眺望、歴史に想いを馳せる空間・緑豊かな癒しの空間となるようにする。

整備後は午王山遺跡を地域資源として有効に活用し、地域の賑わいの創出を図るために取り組みを地域団体や関連機関と連携して進める。

¹「本質的価値」については第3章を参照。

²「まちづくり」は狭義の意味では午王山遺跡周辺で予定されている区画整理事業等を指すが、ここでは「市民とともにより良いまちをつくっていく」という広義の概念を持つ。

④弥生時代の暮らしを体験

子どもたちが弥生時代を身近に感じられるよう、土器づくりや火おこし、糸づくりなどの弥生時代の体験学習ができるような場の整備を検討する。

⑤自然環境を保存し活かす

午王山遺跡の北側斜面は、都市部でありながら貴重な自然環境をよく残している。北側斜面に露頭する地層からは独立丘の成り立ちを学習することもできるため、土砂災害対策による盛土等を行う際には、露頭の剥ぎ取り等を行い、ガイダンス施設等での展示を目指す。また、樹林帯については、弥生時代の植生を復元し、生態環境と人々の関わりについても学習できる場とする。

（2）ガイダンス施設の設置

午王山遺跡の理解をより深めるため、遺跡周辺にガイダンス機能を持つ施設を検討する。ガイダンス施設は午王山遺跡を紹介するとともに、県指定文化財の「午王山遺跡出土品」をはじめとした午王山遺跡出土の遺物を保管し展示する機能、そして史跡公園として整備する午王山遺跡の管理機能などが必要である。そのため、必要な面積の確保に努める。また、ガイダンス施設を和光市内の文化財の情報発信や生涯学習の中核施設として位置付け、外からの集客案内施設としても活用することを検討する。加えてバス等の駐車場の確保も併せて検討する。

ガイダンス施設は、和光市の歴史研究を継続的に進める拠点施設として、また市民の歴史学習の場として重要であり、弥生時代の営みを中心に歴史的変遷を学べる場とする。

（3）住民生活に配慮した段階的な整備

午王山遺跡は、地権者など地元の理解により、独立丘の地形と弥生時代の集落が良好な状態で保存されている。国史跡として、地権者の同意を得られたものから順次追加指定を行うとともに、公有地化を推進する。整備には公有地が一定程度必要であることから、公有地化の状況を踏まえながら段階的な整備を行っていく。

また、午王山遺跡には住宅や耕作地があり、地域住民の生活環境や安全性、利便性などにも当然に配慮しなければならない。そのため、整備に当たっては、地域住民や地権者と共存することができるよう、整備への理解を得ながら進める必要がある。当面公有地化した土地については、史跡地としての保護を万全とするため適切に維持管理を行うとともに、説明板や植栽を整えるなどの環境整備を行い、史跡であることを明示し、保護について地域の理解を得ることが必要である。

今後は史跡整備計画を策定し、公有地化が一定程度進んだ段階で遺構表示や遺構復元など全体的な史跡公園として整備していく。しかし、整備には長期間を要することが想定されることから、短期的にはARやVRなどのITを導入し史跡の活用を図る。

（4）見学環境の整備

市内・外をはじめ、県外からの来訪者に対応することができるよう、交通アクセス手段の確保など見学環境の整備が必要である。そのため、史跡の付近に駐車場の確保や休憩施設などの便宜施設の設置を検討する。また、午王山遺跡は丘上に展開している遺跡であるため、足の不自由な方でも見学できるよう、障がい者駐車場の設置なども検討する。

その他、史跡の案内看板や案内標識の整備なども進めていく。

第2節 整備の方法・内容

第1節で示した整備の方向性を踏まえ、整備方法・内容を以下のとおり整理する。

（1）史跡の保護を前提とした整備

史跡整備に当たっては、遺構が損なわれないように盛土等の保存対策を施した上で行う。独立丘北側斜面の「土砂災害特別警戒区域」は、土砂崩落等による危険を防ぐため、関係部局・機関と連携して盛土等で対応する。独立丘南側の崖面等についても盛土や擁壁等による対策を検討する。

（2）史跡公園化

午王山遺跡の本質的価値を踏まえ、弥生時代の暮らしや営みに想いを馳せられるような史跡公園として整備を行う。そのため、午王山遺跡の特徴である多重環濠や竪穴建物の変遷を理解できるように遺構明示や遺構復元を行う。

また、土器づくりや火おこしなど、子どもたちが弥生時代の暮らしを体験学習できるような場を検討するなど、多様な世代が史跡に親しむことができるよう工夫を行う。

なお、具体的な内容は史跡整備計画を策定する中で検討する。

（3）説明板等の設置

遺跡の上に立って午王山遺跡の本質的価値について理解できるように、説明板を設置する。また、標識や標柱、境界標等も隨時整備する。

（4）遺跡を取り巻く自然環境・景観の保全

「午王山特別緑地保全地区」にも指定されている北側緑地の保全については関係部局と連携し、斜面の土砂災害対策と併せて行う。土砂災害対策後の植栽については古環境調査や植生調査を行い、弥生時代の植生復元を検討し、生態環境と人々の関わりについても学習できる場とする。地質学的層位の露頭については、剥ぎ取り等を行い、ガイダンス施設等での展示を目指す。

(5) ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設は午王山遺跡の調査成果や出土した遺物を収蔵保管し公開展示するだけではなく、和光市の歴史文化や周辺の弥生時代遺跡を解説し、午王山遺跡の本質的価値の理解を助けるものとする。そのため、おおむね以下の機能を備えることを目指す。

- ① 午王山遺跡の魅力を伝える機能・体験できる機能
- ② 出土遺物・資料の収集・保管・整理・展示機能
- ③ 史跡公園の管理機能
- ④ 継続した調査研究の拠点機能
- ⑤ 講義室・学習室などの機能
- ⑥ 和光市の歴史等を紹介する機能

(6) 便益施設等の整備

地域住民や訪れる方が快適に集い、憩うことができる空間とするため、東屋等の休憩施設、トイレ、駐車場等の便益施設を整備する。なお、足の不自由な方の移動等にも配慮する。

第3節 実施期間

(1) 長期的イメージ

今後保護を要する範囲の追加指定と公有地化を進め、史跡整備計画を作成した上で整備事業を行う。

第1期整備は、史跡の公有化が一定程度進んだ段階で、部分的供用を目指す（環境整備段階）。その後は史跡指定と公有地化の状況によって第2期整備を行い（保存整備段階）、史跡公園として全面供用を開始することを目指す。

事業工程表（長期的イメージ）

	短期 (令和4年度～8年度)	中期 (令和9年度～13年度)	長期 (令和14年度～18年度)
保存事業	史跡の維持管理		
	追加指定・指定地公有地化		
	独立丘の保護・自然環境・景観の保護		
整備事業	整備基本計画	基本設計・実施設計	第1期整備
史跡公園としての供用			部分供用



(2) 短期的イメージ

令和4年度からの5か年において、史跡整備のための史跡整備計画として史跡整備基本計画等を作成することを目指し、必要に応じて史跡整備のための発掘調査や古環境調査を実施する。また、条件が整った土地については追加指定、公有地化を進めるとともに、公有化した土地については、万全の管理を行い、併せて周知のための説明板等の設置も適宜行う。

なお、史跡整備計画策定過程においても、小・中学生や市民向けの講座や説明会等を実施し、併せて本保存活用計画についても周知を図る。

事業工程表（短期的イメージ）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保存事業 整備事業			追加指定・指定地公有地化		
			維持管理・説明板等の整備		
			独立丘の保護・自然環境・景観の保護		
史跡整備に伴 う調査		発掘調査			
		古環境及び植生等調査			
計画・設計				整備基本計画の策定	

第1節 運営・体制の整備の方向性

和光市は史跡午王山遺跡の管理団体として、専門職員の拡充を図るとともに組織体制を充実するよう努めなければならない。また、史跡の管理だけでなく整備活用の面においても、府内関係部署との連携を十分に図る。

史跡の適切な保護・活用・整備に当たっては、文化庁や県の指導・助言を得ながら行うとともに、地元の和光市文化財保護委員会をはじめ、有識者に対しても適宜助言を求めることが必要である。また、史跡の広域的な活用のためには近隣市町と協力しながら連携して取り組むことが効果的である。

史跡の保存管理や整備活用には、地域住民、市民、ボランティアやNPO団体などと連携・協働していくことが不可欠であり、様々な主体と一緒に午王山遺跡を支えていくことができるような体制の構築が必要である。

第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 管理体制

和光市は史跡の管理団体として史跡全体を適切に保存管理していく必要があり、その実務は市教育委員会生涯学習課が担う。午王山遺跡を将来にわたり適切に管理することができるよう、教育委員会内の専門職員の増員や、文化財課の新設を含めた組織体制の充実を検討する。

また、史跡の保存・活用・整備は生涯学習課単独で行うのではなく、都市計画や公園、景観、観光を担当する部局をはじめとした府内の連携が不可欠である。そのため、府内において史跡の本質的価値を共有し、情報交換や支援を受けられる連携体制を構築する。

(2) 様々な機関等との連携

史跡の保存・活用・整備は、文化庁や県の指導・助言を得ながら適切に行う。

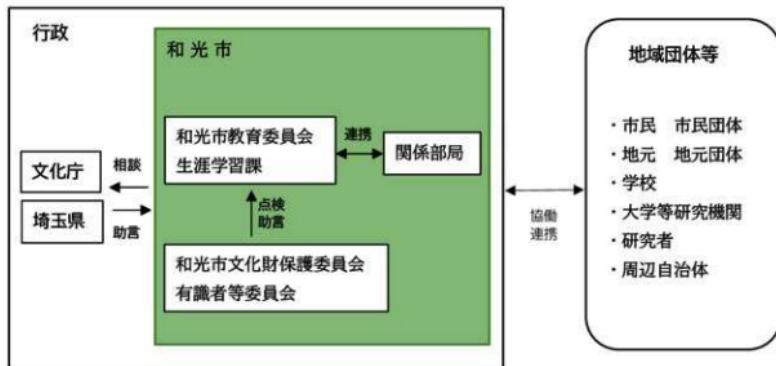
また、午王山遺跡の調査・研究や保存活用のため、小・中学校や高等学校、大学等の研究機関、研究者、周辺自治体と連携し、質の高い調査・研究や保存・活用・整備ができるように努力する。

事業の推進に当たっては、和光市文化財保護委員会をはじめ、必要に応じて設置する有識者会議等の点検・助言を受けるなど、適宜意見を伺いながら行う。

(3) 市民との連携・協働

史跡の保存・活用には地域住民や市民の理解と協力が必要であるとともに、ボランティアやNPO団体等との連携・協働が必要である。史跡午王山遺跡を様々な主体と一緒に支えていくことができるよう、組織づくりや連絡体制の構築など、地域の方々と協働する体制をつくる。





第30図 体制イメージ図



写真23 新倉牛王山の会と和光高校によるボランティア活動の様子

第1節 施策の実施計画

第6章、第7章、第8章、第9章において示した保存、活用、整備、運営・体制の整備に関するそれぞれの施策を計画的に取り組むため、本計画策定後から短期・中期・長期に分けて以下のとおり整理する。

(1)短期的計画(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

【保存・管理】

- 除草や清掃作業など日常的な史跡の管理を行う。
- 史跡の本質的な価値を保護するため、土地所有者や関係者の同意を得た上で、史跡の追加指定や公有地化を推進する。
- これまでの調査成果や出土遺物を適切に整理保管し、今後の活用や外部への積極的な貸し出し等に備える。
- 北側斜面の土砂災害特別警戒区域への対策に担当部局と連携してあたる。
- 南側斜面の盛土等について検討する。

【活用】

- これまでの調査成果について講演会・シンポジウムなどを開催して、午王山遺跡の本質的価値に理解を深める機会をつくる。
- 出土遺物を市役所や公民館・図書館等の公共施設で展示するなど積極的な活用を図る。
- 学校教育の場で活用しやすくなる仕組みや教材を検討する。
- 午王山遺跡に関する出前講座等を充実させる。

【整備】

- 史跡整備基本計画等を作成し、史跡公園整備に備える。
- ガイダンス施設の設置に関する検討を行う。
- 古環境調査等を行う。
- 史跡整備事業を開始するまでの間、公有地化した史跡地を活用し、遺跡の理解を助けるため、説明板などを設置する。

【運営・体制の整備】

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を構築する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を構築する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を構築する。

(2) 中期的計画（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

【保存・管理】

- 除草や清掃作業など日常的な史跡の管理を行う。
- 史跡の本質的な価値を保護するため、土地所有者や関係者の同意を得た上で、史跡の追加指定や公有地化を推進する。
- これまでの調査成果や出土遺物を適切に整理保管する。
- 北側斜面の土砂災害特別警戒区域への対策に担当部局と連携してあたる。
- 南側斜面の盛土等について検討する。

【活用】

- 生涯学習や学校教育の場として活用する。
- 周辺の文化財等と連携した活用・情報発信を行う。

【整備】

- 基本設計・実施設計等を策定し、第1期整備の着手を行う。
- 史跡公園として部分的に供用する。
- ガイダンス施設を設置し、これを核として展示や講座などの様々な事業を行う。

【運営・体制の整備】

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を構築する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を構築する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を構築する。

(3) 長期的計画（令和14年4月1日～令和19年3月31日）

【保存・管理】

- 引き続き史跡地内の日常的な管理を行う。
- 史跡の保護を完全なものにするため、史跡の追加指定と公有地化を推進する。

【活用】

- 史跡公園やガイダンス施設での積極的な活用を行う。
- 生涯学習や学校教育の場として活用する。
- 周辺の自治体や史跡と連携しながら、地域の歴史や弥生文化の情報発信を行う。

【整備】

- 公有地化事業の進捗をみながら第2期整備事業以降を計画し、史跡公園として段階的に供用を目指す。



【運営・体制の整備】

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を維持する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を維持する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を維持・強化する。

第2節 実施計画の総括表

第1節で示した短期・中期・長期計画の総括表を以下のとおり示す（第14表）。

第14表 実施計画の総括表

	短期	中期	長期
保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・北側斜面の安全・保存対策 ・南側斜面の盛土等の検討 		
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理 ・追加指定及び公有地化 ・出土遺物の保存・管理 ・調査研究 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 ・出土遺物の企画展示 ・出前講座の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺文化財と連携した活用・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園やガイダンス施設の活用
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板や標識等の整備 ・史跡整備に向けて必要な発掘調査 ・古環境の調査 ・史跡整備基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備基本設計・実施設計等を策定 ・第1期整備の着手 ・ガイダンス施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期整備 ・第2期整備の検討
運営・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・府内における体制の構築 ・本計画の点検体制の構築 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内における体制の維持 ・本計画の点検体制の維持 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の維持・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内における体制の維持 ・本計画の点検体制の維持 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の維持・強化

※総括表に示した計画は、今後の状況の変化によって見直し・変更される場合がある。

第3節 計画の更新・見直し

本計画は令和4年度から令和18年度（令和4年4月1日から令和19年3月31日）までを計画期間とする。この計画期間が終了した場合は、その時点の状況を踏まえ計画を更新するものとする。

なお、本計画は長期間に及ぶものであるため、追加指定や公有地化の状況及び社会情勢等による様々な変化が予想される。その場合は、必要に応じて適宜計画を見直すものとする。



第1節 方向性

史跡牛王山遺跡の保存と活用については、長期的かつ永続的に行わなければならない。しかし、日常的な維持管理や史跡の活用・整備を行う過程において様々な問題が生じたり、様々な要因によって史跡を取り巻く環境が大きく変化する可能性もある。そのため、事業の内容や進捗を適宜確認した上で、社会の変化や住民ニーズを把握し、事業計画の達成状況等を評価・点検し、見直しや改善等を図ることを目的とした経過観察が必要である。

こうした経過観察の結果は、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、保存・活用の円滑な実施や整備基本計画策定の基礎的資料、保存活用計画の更新・見直しの判断材料として活用するものとする。

第2節 進捗管理の方法

(1) 計画・実行・評価・改善

①計画 (Plan)

- ・本計画に基づく事業の計画

②実行 (Do)

- ・本計画に基づく事業の実施

③評価 (Check)

- ・本計画の考え方や本質的価値が調査研究の進展や社会状況に適合しているかどうか検証する。

- ・保存・活用・整備・運営体制について、進捗状況、実績の点検、課題の抽出などを行うためのチェックシートを作成し、点検作業を行う。

④改善 (Action)

- ・点検・検証の結果を保存活用事業に反映し、計画の更新・見直しを行う。

(2) 点検項目

進捗管理の具体的な方法として、点検の項目及びその内容の例を以下に示す。



第15表 点検項目例

分類	点検項目	点検内容
保存	○史跡の維持管理	史跡内は第6章の地区区分と取扱方針に沿って適切に維持管理されているか
	○追加指定と公有化	史跡の追加指定、公有地化は適切に推進されているか
	○遺構・遺物の保存・管理	遺構・遺物は適切に保護されているか
	○調査・研究の継続	午王山遺跡に関する調査・研究が継続して行われているか
活用	○生涯学習の場での活用	生涯学習の場として活用されているか (講座やフィールドワークの開催など)
	○学校教育の場との連携	学校教育の場で活用しやすくする仕組みは適切か (活用しやすくするための工夫など)
	○遺物の活用	展示するなど、遺物は活用できているか
	○情報発信	情報発信は適切に行われているか
	○周辺文化財と連携した活用	周辺文化財と連携した活用はできているか
整備	○整備基本計画等の策定	整備基本計画等は策定されているか
	○整備の方法	整備は史跡の保護を前提として行われているか
	○自然環境・景観への配慮	整備は自然環境や景観に配慮して行われているか
	○ガイダンス施設の設置	ガイダンス施設は設置されているか
	○段階的な整備	整備は住民生活に配慮して段階的に行われているか
	○短期的な整備	A RやV RなどI Tを導入して短期的な整備を行っているか
	○案内看板等の整備	案内看板等は適切に整備されているか
	○見学環境の整備	見学環境は整備されているか
運営・体制の整備	○保存・活用に関する管理体制	保存・活用の体制は適切か
	○国・県・市関連部局の連携	国・県・市関連部局と連携が図られているか
	○様々な機関等との連携	学校や研究機関、研究者や周辺自治体など、様々な機関と連携が図られているか
	○市民との連携・協働	市民の理解と協力を得て、午王山遺跡を支えていく体制ができているか



参考資料

1.	和光市午王山遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱	82
2.	関係法規（令和3年12月23日現在）	
2-1	文化財保護法（抜粋）	82
2-2	文化財保護法施行令（抜粋）	93
2-3	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）	96
2-4	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）	96
2-5	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）	97
2-6	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）	98
2-7	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）	100
3.	その他	
3-1	パブリック・コメント募集の結果	101
3-2	午王山遺跡全体図	102



1. 和光市午王山遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

令和2年3月17日

和光市教委告示第4号

(設置)

第1条 午王山遺跡保存活用計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、和光市午王山遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を和光市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 国史跡午王山遺跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者4人以内
- (2) 和光市文化財保護委員会委員1人
- (3) 午王山遺跡の地権者を代表する者2人以内
- (4) 地域関係者2人以内
- (5) 公募による市民2人以内
- (6) 国又は地方公共団体の公務に従事している者3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日から第2条の規定による報告があった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に對し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

2. 関係法規（令和3年12月23日現在）

2-1 文化財保護法（抜粋） 昭和二十五年法律第二百四十四号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、構梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）



五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十二条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構え）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国際的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存することともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ぜることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に際し、当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に際し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に際し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、速報なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をも



つて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ぜることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一ヶ月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六ヶ月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該機関の機関

等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をることができる。

3 前項の通知を受けた機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を実施することができる。

2 前項の規定により発掘を実施しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を実施するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実施することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個



別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

百第十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除く。以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

百第十一一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行つてたつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならぬ。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

百第十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記

念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でない認為るときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

百第十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

百第十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

百第十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第八十一条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。



3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

百六十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

百六十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

百六十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第二百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ぜべき者（以下この章及び第二百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

百七十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第五十六条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある

場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

百六十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

百六十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

百六十四条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の附付金）

百六十五条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第五十六条及び第五十七条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二



項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を受ける場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、百第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第一百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならることとされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第一百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、百第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければなら

ない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第一百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ぜることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、百第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十二条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第一百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第一百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。



二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第一百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第一百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第一百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第一百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第一百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第一百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第一百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入りつてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のために必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損害を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損害を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

第十一章 文化審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

（中略）



- 十 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除**
- 十一 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除**
(中略)
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。**
(中略)
- 十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長**
- 十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行**
- 二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令**
- 二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行**
- 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可**
- 二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令**
- 二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合は又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令**
- 二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第百二十九条の二第四項の認定**
(中略)
- 二十九 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第百八十四条の二第一項の政令（第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又是改廃の立案**
(中略)
- 第十二章 補則**
(中略)
- 第二節 国に関する特例**
(国に関する特例)
- 第一百六十二条** 国又は国の機関に對しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。
（重要文化財等についての国に関する特例）
- 第一百六十三条** 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財產法に規定する国有財產であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他の文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、

関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第一百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間ににおいて所管換え又は所属替えをするときは、国有財產法第十五条规定にかかわらず、無償として整理することができる。

第一百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合には、國宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに國宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(中略)

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第一百九条第三項（第百十条第三項及び第百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

(中略)

第一百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第一百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じて文化庁長官に通知しなければならない。
一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰失し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(中略)

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求める場合を除く。）
の他文部科学省令の定める場合を除く。)

(中略)



七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

(中略)

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第一百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第一百二十条で準用する場合を含む。）及び第一百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第一百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第一百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百十五号第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべき事項に關し必要な勧告をすることができる。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めるべき事項に關し必要な勧告をするなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第一百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に關し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要な文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため

必要な施設

(中略)

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(中略)

第三章 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第一百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第一百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こそ地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第一百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第一百二十二条第二項（百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、

第三十七条第四項（第八十三条及び第一百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四

条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十二条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七

条第二項、第九十条の七第二項、第百八条、第百二十条、第一百二十九条第二項、百七十二条第五項及び百七十四

条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第一百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼ



す行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

五 第五十四条 (第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、**第五十五条**、**第百三十条** (第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は**第百三十一条**の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

(中略)

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

(中略)

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務 (当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十一条第三項又は第百三十一条第二項

(中略)

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対するものとする。

(中略)

(修理等の施行の委託)

百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第百七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三条第一項又は第百七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づ

き、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の委託又は技術的指導)

第一百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

(中略)

三 史跡名勝天然記念物の所有者 (管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理 (管理団体がある場合を除く。)又は復旧

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

百八十八条 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会 (当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。) を經由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に關し文部科学大臣又は文化庁長官が發する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を經由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第一百九十条 都道府県及び市町村 (いざれも特定地方公共団体であるものを除く。) の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に關して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重



要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関する当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(中略)

(事務の区分)

第一百九十二条 第百十一条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十一条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(中略)

(第十三章 罰則)

第一百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第一百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第一百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をして、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第一百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用

する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第一百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要な形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(中略)

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第百七十四条の二



第一項において準用する場合を含む。)及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第百三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第七十六条の十五(第九十条の十一において準用する場合を含む。)、第百二十九条の五(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十条(第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第百三十二条(第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者)

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

(中略)

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百八十八条及び第百二十条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。)並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)

2-2 文化財保護法施行令(抜粋)

昭和五十年政令第二百六十七号

最終改正：平成三十一年政令第十八号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体で

む。)、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第百二十七条第一項、第百二十九条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三条の三、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。)、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十条において準用する場合を含む。)又は第百一十五条第四項(第百三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(中略)

**附 則 (令和三年四月二三日法律第二二号) 抄
(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十七条第二項ただし書の改正規定、第百八十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

ある場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第五十二条第一項の規定による届出の受理及び法第五十四条第一項又是第五十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行ふことを妨げない。一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第百八十二条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を



含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第一百二十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第一百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二 法第四十三条第四項(法第八十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令
 (文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。)及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要な形民文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつて

は第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条及びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市長。以下この条において同じ。)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからマまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第一百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以



内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

□ 小規模建築物の新築、増築又は改築（改築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の削掘、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹について、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に

限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十二条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

（事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（平一一政四二・追加、平三一政一八・旧第七条緯下・一部改正）



2-3 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号

昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡府跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七 墓及び碑

八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡 史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの
(中略)

2-4 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）百第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次



- に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 旧管理責任者の氏名及び住所
 - 六 新管理責任者の氏名及び住所
 - 七 新管理責任者の職業及び年令
 - 八 変更の年月日
 - 九 変更の事由
 - 十 その他参考となるべき事項
- (所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更の届出書の記載事項)
- 第五条** 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
 - 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
 - 七 変更の年月日
 - 八 その他参考となるべき事項
- (史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)
- 第六条** 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは喪失し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所

2-5 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号

- 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。
- （復旧の届出）
- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出

- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、喪失、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他の参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
- （土地の所在等の異動の届出）
- 第七条** 法第百五十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積の他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた図面の写本を前項の書面に添えるものとする。
- （国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
- 第八条** 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条规定第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。
- 附 則** (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号) この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

- は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地



- 四 所有者の氏名又は名称及び住所**
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所**
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地**
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所**
- 八 復旧を必要とする理由**
- 九 復旧の内容及び方法**
- 十 復旧の着手及び終了の予定期限**
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地**
- 十二 その他参考となるべき事項**
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。**
- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書
- (届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)**
- 第二条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- (終了の報告)**
- 第三条** 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す

2-6 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日

写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

- 第四条** 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第百八十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(國の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

- 第五条** 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
- 2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。
- 附 則** (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地



十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに連関する地域の地番及び地図を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史

跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが不要ない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの処理を開始する日

附 则 （平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号）この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。



2-7 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す画面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他のこれらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則 （平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。



3. その他

3-1 パブリック・コメント募集の結果

本計画の素案について、和光市市民参加条例に基づき以下のとおりパブリック・コメントの募集及びパブリック・コメントの内容に関する説明会等を実施した。

①パブリック・コメント実施期間

令和3年12月1日（水）～12月31日（金）

②パブリック・コメント募集に伴う説明会 (パネル展示)

【地権者対象説明会】

令和3年12月3日（金）19:00～20:00
坂下公民館視聴覚室

【一般向け説明会】

令和3年12月4日（土）17:00～18:00
坂下公民館視聴覚室
令和3年12月11日（土）10:00～11:00
和光市役所602会議室

参加者 計11名



**史跡 午王山遺跡
保存活用計画(素案)
パブリック・コメント募集**

和光市の歴史三丁目に所存する「午王山遺跡」は、令和3年3月10日施行で国の史跡に指定されました。それを受け、和光市役所は午王山遺跡を悠久に保つ・活用していくため、その基本的な方針として「史跡「午王山遺跡保存活用計画」」を策定することになりました。

この「史跡「午王山遺跡保存活用計画」」の策定に当たり、広く市民の皆さんから、ご意見を募ります。

■ 対象者
△ 地主午王山遺跡保存活用計画（概要）
△ 見見の提出期間／令和3年12月1日（金）～令和3年12月31日（金）

※提出場所
△ 和光市役所602会議室
△ おもなごみでごみの回収場所
▼ 宅内に住んでいる人、学校の教科書に載っている人
▼ 宅内に学年が記されている人、学校に名札等を持つている個人及び法人その他の団体
▼ 上記以外の人で和光市に納税義務のある人、この表題に利害関係のある人

■ 意見提出の方法

△ 挿手文は郵便、和光市役所、主張事項へ（FAX:048-444-7901）
△ 電子メールは、和光市役所、主張事項へ（e-mail:kyoumu@kohoku-u.ac.jp）
△ ファックス
△ 駐車場、名札（個人・法人用）は必ずご記入ください。匿名のご意見は受け付けることができません。（裏面提出者の名前、名札をうわすることはあります））本当に提出することを望む場合は、提出者マークで提出することができます。

■ 資料請求の方法
△ 1ヶ月は2冊程度
▲ 資料請求にかかる料金はございませんが、裏面の回収及び意見に対する手の写し上等や、資料請求用紙等は、和光市役所にて配布します。

■ 資料の提出／和光市役所602会議室、午王山遺跡保存活用計画（概要）、意見提出用紙、公報紙（中央・東・坂下）、ホームページ
■ 見見の提出／①令和3年12月4日（金）17:00～、和丁字午王山遺跡保存活用計画
②令和3年12月11日（土）10:00～、和光市役所602会議室

問い合わせ先
△ 和光市役所
△ 和光市役所602会議室、午王山遺跡保存活用計画
△ 電話 048-454-1111㈹ 048-2442-2434

お問い合わせしてみてください。
お問い合わせしてみてください。



③パブリック・コメント募集に伴うYouTube動画の公開

【公開】

令和3年12月1日から

【閲覧回数】

119回（令和4年1月7日確認）

④意見提出

3名から14件の意見提出



3-2 午王山遺跡全体図





牛王山遺跡測量図（令和元年5月）



牛王山遺跡遺構配置図

史跡牛王山遺跡保存活用計画

令和4（2022）年3月18日 発行

発 行 和光市教育委員会
編 集 和光市教育委員会 生涯学習課
〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5
電話 048-464-1111（代表）
印刷・製本 有限会社三洋社
〒351-0115 埼玉県和光市新倉2-20-96

